

第六十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第二十九号

昭和四十七年五月三十日(火曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 塩川正十郎君

理事 豊 永光君

理事 小濱 新次君

青 太郎君

永山 忠則君

宮澤 喜一君

細谷 治嘉君

桑名 義治君

林 百郎君

出席國務大臣

國務大臣
(國家公安委員長)
中村 寅太郎君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 林 信一君

警察庁長官 後藤田正晴君

警察庁刑事局長 本庄 務君

警察庁交通局長 片岡 誠君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省職業安定局長 道正 邦彦君

自治省行政局長 宮澤 弘君

自治省行政局長 小山 省二君

委員外の出席者

環境庁大気保全局長 竹内 嘉巳君

厚生省環境衛生局長 加地 夏雄君

労働省労働局長 岸 良明君

地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

警備業法案(内閣提出第八五号)

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

警察に関する件

○大野委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会申し入れに関する件についておはかりいたします。

ただいま建設委員会において審査中の新都市基盤整備法案について、連合審査会開会の申し入れをいたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、開会日時等につきましては、両委員長協議の上決定いたしますが、明三十一日午後一時から開く予定にしておりますので、さよう御了承願います。

○大野委員長 内閣提出にかかる警備業法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山口鶴男君。

○山口鶴男委員 警備業法案について若干の点をお尋ねしたいと思います。

一番最初にお尋ねしたいのは、昨日の新聞に大きく報道されておりました保谷市の民間委託の問題であります。おかしな民間委託というの

で報道されておりましたが、これを見ますと、保谷市と、それから警備業者でありますリレイサービス会社、これは本社は東京中央区銀座だそうであるが、この警備員が出生届けを十八件、婚姻届け十六件、死亡届け二十九件、計六十三件を受け付けたという事実があったそうでありま

す。そして、どういう状態であるかと申しますと、保谷市は、昨年の八月末、宿日直の補助業務として、戸籍事務などの業務委託契約をリレイサービス会社と正式にかわした。その契約書はいた

ておりますが、内容はまたあとで議論をいたしたいと思ひますが、夜警の警備員二人は、市の公印を押した埋火葬許可証など必要書類を預かり、市民から届け出ができればこれを受理、埋火葬許可証については、警備員が死亡届けと医師の死亡診断書を独自に確認して、そして発行する、こ

ういうやり方をやっておたそうでありま

す。そこで、法務省が来ておりますので、お伺いしたいと思うのですが、この出生届け、死亡届けにつきましても、戸籍法という法律で定ま

ていると思ひますが、これが地方自治法の第四十八条、事務の管理、執行権というところで市町村長に機

関委任されておる。そうして、これについては、自治法の百五十条によりまして、法務大臣がその事務については指揮監督権をお持ちにな

っているというところだと思ひます。戸籍法については、戸籍事務取扱規則というのがある

のであります。それで夜間等についても受け付けにやならぬというところになっておるわけですか。それからまた、宿日直がなされておる。警備員が夜勤を

しておる。こういう夜勤をしておる者に対して、出生届けあるいは死亡届け等がなされた場合に、そ

れを受理するのが適当であるというふうな形で御指導をなされておられますか。この点、まずお伺

いしたいと思います。

○川島(一)政府委員 お答えいたします。

まず、戸籍事務取扱規則のことでございますが、戸籍事務の取り扱いにつきましては、戸籍法とい

う法律があり、それに基づき法務省令が出てお

ります。しかし、さらに取り扱ひのこまかい点につ

きましては、一応これをきめておく必要がある

ので、各地域ごとに取扱規則というのを定めて

おるわけでございますが、したがって、これは

各地方自治局によって内容が違つてござ

います。その内容が違ひますために、これをな

るべく統一してほしいという話がございます

ので、法務省といたしましては、昭和四十二年に戸籍事務取扱規則のいわば模範的な、標準的なものをつ

くりまして、これを全国に流しまして、大体全国的にはこれに準拠して、それに地方の特色を加えたものを制定してあるというのが実情でござ

続上は、さらにこれに基づきまして戸籍手続上の処理をするわけでございます。その場合に受理という問題が起ってくるわけでございまして、受理と受理というのとは一応区別して考えております。それが第一点でございます。

それから、この夜間における受理の扱いにつきまして、民間その他の者に委託してよろしいかという問題が、これは実務上の協議会などでそういう問題が起っております。しかしながら、法務省としては、民間の者に受理させるというよりは好ましくない。したがって、これは市町村の職員が自分で受理するという形をとってほしい、こういうふうに指導をしておるといふ実情でございます。

○山口(鶴)委員 受理と受理とがある。受理については、好ましくないという指導をやっている。受理については、もう好ましくないどころか、これはどういふことになるのですか。

○川島(一)政府委員 これは行政事務そのものでございまして、市町村の職員自体がやるべきものであつて、ほかの者に委託してやらせるということは考えられないと思ひます。そういうことは許されないというところでございます。

○山口(鶴)委員 受理していたという事実があれば、それはどういふことになりますか。

○川島(一)政府委員 それは、おそらく受理と認めていゝかどうか問題であらうと思ひます。

○山口(鶴)委員 受理というものはあり得ぬというわけですね。そして、埋葬許可証、火葬許可証を発行する場合、死亡届けが受理されなければ発行ということには至りませんね。ところが、現に発行されておるわけですよ。そういう事実を踏まえて、一体いゝかでございますか。

○川島(一)政府委員 私ども法務省といたしましては、そういうことはあり得べからざることであります。先ほど申し上げましたように、そういう問題が協議会に出されたこともございますけれども、それはできないというところで来ておりますので、そういう問題はあまり考えたことはござ

いませんけれども、かりに、昨日の新聞記事のように、実際に受理されたという事になったことになりまして、これは、その効力をひっくり返すというのも問題はあらうかと思ひますけれども、結局、その後において追認されたというふうなことにでも考えるほかにないのではないかと、こういうふうに思つております。

○山口(鶴)委員 それでは、そういう受理が行なわれる。法律上考えられぬ行為が行なわれるというところが今後絶対ないように、法務省としては厳重に指導するということを約束いただけますか。

○川島(一)政府委員 お約束いたします。

○山口(鶴)委員 そこで、厚生省のほうからお見えになつておられると思うのですが、墓地、埋葬等に関する法律という法律があるわけですね。この法律については、これまた市町村長に機関委任してあるわけですか。

○加地説明員 そのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 そういたしますと、厚生省としては、機関委任をしていゝが、ところが、現実には埋葬許可証や火葬許可証がガードマンによって発行されているという事態について、一体いゝかにお考えでありますか。地方自治法の百五十五条によつて、厚生省としては、機関委任いたしました市町村長に対して指揮監督権がございますね。こういう立場から、具体的にどういゝ御指導を現になされておりますか。

○加地説明員 埋葬、火葬許可証の取り扱いの問題につきましては、先ほど法務省の民事局長から死亡届けについて御答弁を申し上げた御趣旨と全く同じでございます。

ただ、現実の問題といたしまして、埋葬、火葬許可証は死亡届けと同時に扱われる場合が非常に多いわけでございます。今回の問題も、そういう問題で出てきた問題だらうと思ひます。私どもは、休日あるいは時間外の取り扱いについては格別の指導はしてございせんけれども、いま申し上げたような趣旨で、一つはやはり住民に対するサービスという問題もあらうかと思ひますけれども、

も、そういう死亡届けの受付というのとは、法務省側の御指導によりまして、事実上はそういう形で扱われておる場合が多いと思ひます。ただ、そういう死亡届けの受理とかいふ問題につきましては、法務省の御答弁と全く同じように考えております。

○山口(鶴)委員 それでは、厚生省の方と法務省の方はけつこうです。

それで、今度は自治省のほうにお尋ねをいたしますが、地方自治法の百五十三条に「長の事務の委任・臨時代理及び補助執行」といふのがあります。普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる」となつていて、以下、二項、三項がござい

ますが、この新聞によりますと、保谷市の場合には、地方自治法百五十三条の規定を拡大解釈して「法的な疑問点をタナ上げしたままスタートした」といふことを市民課長が語つておられるようであります。いま私が問題にいたしましたような出生届けの受理、受理、それから死亡届けの受理、受理、婚姻届けの受理、受理、こういうものをガードマン会社の警備員に委任をするということが、この百五十三条で、保谷市の市民課長が言つていゝようにできるとお考えでありますか。それと、できないとお考えでありますか。ひとつ、明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○宮澤政府委員 ただいまの御質問でございますが、百五十三条は、長がその権限を自分のところの職員に委任をしたり、執行させたりするわけでございます。したがつて、そういう法律行為と申しますか、そういう行政行為といふのは、地方公務員の身分を持つていなければ委任もさせられないし、執行もさせられない。これは法律上明白であると思ひます。

○山口(鶴)委員 行政局長のお答えのとおりだとすると、この保谷市とリンレイサービス会社との間で契約をいたしました契約書というのを私は

拝見をいたしました。この契約書は、昭和四十七年五月一日に、保谷市長の内藤利紀という方とリンレイサービス会社の取締役社長である鈴木史郎さんという方との間に締結されたようであり

ますが、これは民法上の委託契約ですね。一体どういふものを委託するかというのを拝見をいたしますと、機械設備等管理、日常及び定期清掃、臨時特掃その他、中原出張所清掃、当直補助業務、というふうなものを委託をしておるやうであります。この最後の「当直補助業務」といふのを見ますと、勤務場所は保谷市役所、勤務時間は夜間、日曜日、休日の昼間及び土曜日の昼間、夜間勤務は午後五時から翌日の午前八時三十分までというふうなことがうたつてありまして、当直補助業務についてはどういふことをやるかといふと、「乙は」——「この乙」といふのはサービス会社ですが、乙は予め補助勤務者を定め、甲(市)といふのは市役所の方であります。甲の承認を得たうえで、前条の規定による時間の間、庁舎において、庁舎に勤務する市職員の指示に従い、補助業務を行なうものとし、その事務内容に「保谷市職員の当直に関する規程」に定められていゝ事務とする」となつております。この「当直に関する規程」といふのを拝見をいたしますと、第七條に、当直者は、勤務時間内において、次に掲げる事務を行なうものとする。(1)到着文書および物品の処理 (2)死亡届けおよび死産届の受付 (3)埋葬の許可証の交付 (4)気象情報および災害情報 (5)その他必要な事項」となつております。結局、この契約に従つて、夜間あるいは休日においては、到着文書及び物品の処理、死亡届け及び死産届の受付、埋葬の許可証の交付、それから気象情報及び災害情報の受理、こういうものをやるということが現に明確になつていゝわけですね。

こういう形で、法務省なりあるいは厚生省から市町村長に機関委任された事務について、民間のガードマン会社と契約をいたしました。その警備員をして、受理と、受理、許可証の交付ま

でさせるということが、地方自治法のたてまえから言つて、あるいは法律の規定から言つて、現実に許されるものであるのか、許されないものであるのか。この点、自治省の御見解を承つておきたいと思ひます。

○宮澤政府委員 先ほども百五十三条の解釈で御答弁を申し上げましたが、法律行為、行政行為といふものに限りませんが、それは、公の機関なりその補助職員といふものが執行するべきものでございませう。このガードマン会社にいろいろの仕事を頼んでおりますが、その頼んでゐるものか、いまの法律行為なり行政行為といふものに該当するものか、あるいは単なる事実行為であるのかといふことが、法律的な議論としては一つのポイントではなからうかと思ひます。事実行為といふことでございませう。それはものの性質にもよりますが、例へば、戸舎の清掃を頼むというふうなことはまさに事実行為でございまして、こういうものが委託業務にふさわしくないとはいへないと思ひます。

そこで、ただいまの事例でございませうが、お読み上げになりました契約は、この辺がどうもはなはだはつきりしない点がございまして、先ほども、保谷市庁舎当直補助業務計画でございませうか、それで、当直補助業務のところをお読み上げになつたわけですが、これを見ますと、「戸舎に勤務する市職員の指示に従ひ、補助業務を行なうものとし」というふうに一応書いてあるわけでございます。したがって、この「指示に従ひ、補助業務を行なう」ということが、たとえば、できました書類をお客さまに渡してこれというふうな事実行為でありますれば、法律上それいけなやといふわけにはいかぬと思ひますが、これがたして「戸舎に勤務する市職員の指示に従ひ、補助業務を行なう」とそれからそのあとで、これも先ほどお読み上げになりましたが、「その事務内容に、保谷市職員の当直に関する規程」に定められてゐる事務とする」と書いてありますが、これをそのまますらうと読みますと、そういうもの

について市職員の指示に従つて補助業務を行なうんだというふうに読めないこともないわけでございます。

そこで、この辺の事情がまだ必ずしも明らかでございませぬけれども、一体「戸舎に勤務する市職員の指示に従ひ」とはどういうことであるか。少なくとも、日中は宿日直といふものは要らないわけでございますし、宿日直といふのが要るのは夜間なり休日でございますが、一体、その場合に、「戸舎に勤務する市職員」といふのがいるのか、ないのか。これは市の当局も多少苦しい説明をいたしておりましたが、超過勤務で残つてゐる職員もおりましようといふようなことも言つておりまして、けれども、これはどうもあまり理屈にならぬと思ひます。

それじゃ、一体、その業務自身が事実行為なのか行政行為なのかという問題になるわけでございますが、先ほど法務省なり厚生省当局への御質疑でございまして、たとえば埋葬の許可、これはもう明白に一種の法律行為でございませう。そういう許可行為を民間の人がみずから行なへるといふようなことは、これは全然考えられないものではない。こういうふうに私は思つてございませう。

それから、先ほど法務省の局長が受領と受理という概念を分けて答弁しておりましたが、受理のほうは、ものを受け付けて、その受け付けたものが法律上の要件に適合しているかどうかといふことをチェックした上で受理するかしないか、こういうのが受理であらうと思ひます。そういういたしますと、受理行為といふものもこれは行なへるわけのものではない。それならば、単に預かつておく、受領行為といふか、これは、たとえばいろいろの届け出も郵便で送るということが考えられるわけでございますが、その郵便が届き、電報が届いたものを警備員が預かつていて、翌日市の職員に引き渡すといふ事実行為、これは私は認められるところであらうと思ひます。したがって、書類を持ってきたものを一時預かつておく、つま

りそれが受領でございませうが、それで、翌日なり何なり正規の職員がそれをチェックをして受理していかどうかをきめるという、単なる事実行為はできるのではないかと。私は、率直に申しまして、そういうことを考えるのであります。

しかし、ただいまの民事局長の御答弁によりまして、少なくとも、戸籍に関してはそういうことは好ましくないといふことです。違法だといふ答弁ではございませうが、好ましくないといふ答弁でございまして、戸籍に関しては、先ほども山口委員御指摘のように、これは国の事務の委任でございまして、事務の執行につきましては、主務大臣である法務大臣が指揮監督をいたします。その辺、事実行為自身が好ましくないといふ法務省の判断でございませうので、なお、法務省とよく相談をいたしまして措置をいたしたいといふふうに思つております。

保谷市のはうは、先ほど申しましたように、職員が残つていれば、その残つた職員の判断を仰ぐ。しかし、帰つてしまつたあとでは、何か、庶務課長が市民課長がたまたま市役所の近くに住んでゐるので、その指示を受けるのだといふような説明もいたしておりましたけれども、やはり、先ほど申しましたような埋葬の許可なり、あるいは先ほど申しましたように、私の考えておりましたことと、法務省の主管当局の受領と受理との間に、率直に申しまして、多少まだ考え方を詰める点がございませうけれども、少なくとも、許可行為でございませう受理行為といふのは、もし夜間にそういう事態になりましたならば、市民課長なり庶務課長なり、近くにおりました者が出勤をして、必要があれば処理をする。こういうふうに考えております。

○山口(鶴)委員 受領、受理という話もありましたが、先ほども読み上げましたけれども、新聞によれば、「夜勤の警備員二人は」「市の公印を押した埋葬許可証など必要書類を預かり、市民から届けがなされればこれを受理、埋葬許可証については、警備員が死亡届と医師の死亡診断書を独

自に確認して発行する」ということをやつてゐるわけですから、受領、受理といふような話をしましても、これは受理もしてゐるし、それから行政行為である、許可行為であるところの埋葬許可、火葬許可といふものも現にやつておるということでは明らかだと思ふのです。そういう意味ではまさしく違法な行為をやつてゐるということだらうと思ひます。その点は行政局長もお認めになつたわけでありませう。

そこで、保谷市の内田さんという庶務課長の話では、「好ましいことではないが、緊急時や問題がある時には、私や市民課長のところへ連絡するようになつてゐる」といふことで、結局、この契約書の内容、先ほど私が読み上げました「乙は予め補助勤務者を定め、甲の承認を得たうえで、前条の規定による時間の間、戸舎において、戸舎に勤務する市職員の指示に従ひ、戸舎に勤務する」といふのが、宮澤さんもお認めになつたように問題なわけですね。戸舎にいない、近くに住んでおいて、連絡を受けて、というところがたいへん怪しいわけでありませうが、とにかく指示に従つて補助業務を行なうのだ、だから、市の職員が指示しておるから、まあまあある程度許すべきところがあるのではないだらうかといふようなニュアンスにとれるお話で、保谷市のはうで弁解してやつてゐるといふようなことを申されたわけでありませうけれども、結局、指示に従つて——全然指示がなくてガードマンが受領、受理して許可証を発行してゐるといふことは違法だが、ただし、市役所の中にあるかいないかは別として、この契約書は、おるものとして、市民課長なり庶務課長なりの指示に従つてやつておるから、これは法律行為、行政行為、許可行為ではなくて、いわば単純な事実行為であるといふことで、まあまあ何とかできる、こういうことでございませう。

○宮澤政府委員 私の申し上げましたことがはつきりいたさなかつたかもしれませうが、ただいまの御質問のようなことではございませんで、許可証を発行する許可行為これ自身は、市長なり、市

長の委任を受けた者、あるいはその補助執行をする市の職員がみずから処理をしなければならぬ。指示があろうとなかろうと、そういうものを警備員に処理させてはならない。それから受理でございませう、受け取ったものを、要件に合うかどうか審査をして受けられるかどうかというチェックをする。これもまた同じく公務員のベースで処理をしなければならぬ。

なお、法務省のほうと少し話を詰めて申し上げたいと私が申しましたのは、単なる受け取る行為について、法務省の民事局長は、戸籍については好ましくないと言ふ。私は、その辺までは、率直に申しましていいのではないかと実は考えていたものでございませう。単なる受け取るという事実行為、これだけは私は可能ではなからうかと思つていたわけでございませう。受領以上の受理あるいはさらに許可というものは、たとえば電話で、こういうものがありましてから許可証を出していいか、出してよろしい、というようにことでガードマンが許可証を出しているのではないかと私は思います。

○山口(鶴)委員 そうすると、受領については法務省は好ましくないと言っている。まあ、プライバシーの問題等お考えになつてそういうことを言つておられるのではないかとと思うのですが、行政局長、自治省のほうとすれば、とにかく、この契約書にあるように、市職員の指示を得て行なうならば受領程度はまあよろしい、こういうことでございませうか。

○宮澤政府委員 一般的に、いろいろな、郵便を受け取つたり電報を受け取つたりということは、これは単なる事実行為でございませう。したがうして、この問題も、受領程度までならいいのではないかと思つておりました。しかし、この件に關しましては、先ほど申し上げましたとおり、主務大臣がいるわけでございませう、主務大臣なりその補助者の意向というものがやはり中心になりますので、まあ、単なる受領行為につきましても、戸籍上の問題を単なる受領行為として処理するこ

とがいかどうか。民事局長はどうも適當でないというふうなお考えでありましたが、この辺は、まあ詰めてもう一べん話をしていきたいと考えます。

○山口(鶴)委員 その点は、またあとで議論するとして、一応おきましよう。

さて、労働省職業安定局長お見えですね。そこで私、お尋ねしたいのですが、今度の警備業法案に關連いたしまして、警察庁の刑事局参事官と労働省の職安局参事官との間で覚書を取りかわしておられますね。そして、職安法第四十四条あるいは職安法五条との關係が当委員会ではいろいろと議論されたわけでありませう、結局、職安法第五条に基づきまして職業安定法施行規則がございまして、その第四条第一項に一号から四号までございまして、こういう条件を満たしていなければいかぬ、それでは職安法第四十四条で規定しておりますところの労働者供給事業の禁止に当たるといふところが問題になつてきたわけですね。ところが、どうですか、保谷市とリンレイサービス会社とが締結をいたしましたこの契約書によりまして、当直補助事務をこのガードマン会社のガードマンにさせるといふわけですね。それがこの契約した仕事の内容に入つておる。そうして、「乙は予め補助勤務者を定め、これはガードマン二人を派遣するわけでしょう。甲の「甲」といふのは市役所のことで、市役所の「承認を得たうえで、前条の規定による時間の間、庁舎において、庁舎に勤務する市職員の指示に従い、補助業務を行なう」となつていませう。こうなれば、職安法第五条に基づく施行規則第四項第二号の「作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。」との關係は一体どうなつていませうか。

○道正政府委員 新聞を見まして、東京都の所管でございまして、東京都を通じて、契約の内容と、それから非常に専門的事項にわたりますので、契約の内容とあわせて、実態がどういふふう運営されているか、その辺を目下調査させておる次第でございませう。

詳細はその調査を待つて労働省として判断をいたしたいと考えておりますが、先生ただいま御指摘の契約書も、いまさき私ども手元に入りまして、ざつと見たのでございませう、その限りで申し上げますならば、御指摘のように施行規則四条に抵触するきらいはないというふうな考えますので、実態調査の結果と相まちまして適當な指示をいたしたいというふうな考えます。

○山口(鶴)委員 契約書を見れば明らかに施行規則第四条違反であるということ、職安法第四十四条違反だということですね。そうでしょう。この施行規則四条の条件を具備していなければ労働者供給事業の禁止に触れるということですからね。となれば、当然、職安法第六十四条「左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。」の第四号の「第四十四条の規定に違反した者」ということになるわけですから、これは明らかに職安法第四十四条違反であり、職安法第六十四条に該当する行為であるとの契約書については言える。こう言つて差しつかえないですね。

○道正政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、契約の文面は職安法の規定の違反のおそれなしというふうな私どもも考えます。ただ、実態が、先ほど来の御議論の中にもありましたが、逆に、市の職員が必ずしも契約に違反しておらないというふうなことで、だれが業務の指揮、監督をしているのか、その辺の実態があらうかと思ひます。そういう点を調べておられますので、所要の指導、監督を加えまして、もし違反であればこれは改めてもらふということで、強く監督、指導を加えてまいりたいというふうな考えます。

○山口(鶴)委員 そこで、私は、警察にお尋ねしたいと思ひます。

結局、この警備業法に規定されております警備業者、ガードマン会社、これが、実体的に言つて、職安法第四十四条の労働者供給事業に近い形をどうしてとりやすい。となれば、この法案にいう

ところの警備業者が職安法第四十四条違反になるおそれがあるのではないかと、これが繰り返して繰り返して議論されたわけですね。リンレイサービス会社という現にある警備会社が市役所と結んだ契約の中に、この職安法第四十四条違反の疑いのきわめて濃いつ契約が現にあるということになりますと、今後、この警備業者が、民間会社あるいは官庁等の警備、夜間勤務等を行ないます場合に、私どもが懸念したような行為がどうしても起きやすいということをお私どもは非常に心配しないわけにはいかないと思ひます。いままで保谷市の問題を通過してこまかい議論をいたしたわけでありませう、この点、警備業法案を提案しておられる警察庁としては、いままでの問答を聞きまして、一体どのような御感想をお持ちでございませうか。まず、お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○後藤田政府委員 今回、私どもが、警備業法案として規制の対象にとりあえすいたしたいと考えております業務は、端的にいえば、物理的な力といたしまして、有形力といひますか、そういうものによつてガードする、これが今日一番社会的にも問題になる事業を起しがちなものである、こういう点を対象にして規制をしよう、さしたるいうことで発足をいたしたい、かように考えております。したがつて、先ほど来いろいろ御質疑のあったような業務は、一応対象外であり、今回のいわゆる警備業そのものの規制の対象とはなつていない。これはひとつあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

そこで、それでは、今回の警備業法をかりに認めてやつてもどうにもならぬではないかという御意見もあらうかと思ひますが、それはそのとおりでございませう。法律的にいうならば対象外でございませう、そのとおりでございませう、当該警備会社が、今回の立法で対象となつておる業務も、また保谷市に出したような業務も、同時にこなつておるといふことになりませう、一応私どもの視線内にこの会社は入るわけでございませう。したがつて、この法律の規制対象外の行為ではありま

すけれども、それはやはり行政指導という面で適切な指導ができるのではなからうかと、私はかように考えています。

○山口(鶴)委員 たいまい長官から御答弁があったわけですが、警察庁刑事局参事官と労働省職業安定局審議官との間で取りかわされました覚書は「公安委員会は、職業安定機関との緊密な連携のもとに、警備業に關し、職業安定法第四十四条の禁止する労働者供給事業に該当することのないよう警備業者の指導に努めるとともに、職業安定機関からの通報等により、同法同条に違反する事実が認められたときは、すみやかに法案第十四条又は第十五条の規定による営業の停止等の処分その他必要な措置を講ずるものとする」ということであつて、たとえば保谷市の、いま私が事例としてあげたような事実があれば、直ちにこれは営業停止にすることになり、この法案が通ればなるのだというふうに理解してよろしいわけですね。

○後藤田政府委員 たいまいお答えしましたように、この警備業法の規制対象になる業務ではないわけでございます。したがって、この法律に違反をしているという意味での廃止対象とか停止対象にはなりません。しかし、他の法令に違反をしておるといふことになりまして、御質問の点、私も聞いておつて、ずいぶん珍無類のことを保谷市は行なつておるといふのが率直な感想でございますが、それがはたして認められる事業行為なのかどうか、それとも、かりにそれが認められる事業行為であるとしても、労働者供給事業違反といふことがあるのではない、いろいろな問題がございます。これはかりに法律違反であるといふことになれば、御質問のような措置はとり得ようかと、かように私は考えます。

○山口(鶴)委員 この法律が通過をするかどうかはわかりませんが、かりに通過をいたしました場合、現在でも二万数千人のガードマンがおり、数多くの警備会社があるときに、自治省は、自治体の仕事についても、できるだけ下請けに持っ

ていくことがどうもお好きなようであつて、そういう態度をとっている限り、保谷市のような事例が今後起きやすいということを私も懸念をするわけでありませう。

どうなんですか、自治省。自治省がこういうガードマン会社を雇つて警備をする、宿日直等のかかりにガードマンを雇うということになれば、一方では、先ほど来私が論議いたしましたように、結局、戸籍法あるいは埋葬許可等に関する法律等に違反をするおそれが多分出てくるし、また、職安法第四十四条違反のおそれも出てくる。こういうことで、今後自治体に対して下請けなどは軒々に進めるべきではないと私は思う。受理というようなお話がありましたが、そういう行政行為をどうしたつて夜勤の方がやらざるを得ないわけでしょう。結局、出生届け、死亡届け、などは時間にかかわらず起きるわけなんですから、そういう点はやはりきちつと自治省は指導すべきだと思ふのでありますが、自治省の考え方を示していただきたいと思ふのです。

○宮澤政府委員 私どものほうは、先ほど山口委員がおつしやいましたように、ある仕事の分野につきましては、事務の委託ということが適当であれば、それを進めるようにという指導をいたしております。これは、たとえば、先ほどもお話に出ましたが、庁舎の清掃業務でありますとか、あるいは電子計算機を使う計算業務でありますとか、あるいは設計事務でありますとか、そういうようなものが典型的なものでございまして、事実行為といふふうには先ほど私も申しましたけれども、そういうことを考えているわけでございます。先ほど来御議論がございましたように、また、私も御答弁を申し上げましたように、法律行為なり行政行為自身というものを委託する。これは法律に特別の定めがあれば別でありますけれども、委託するといふことはもちろんあつてはならないことでございます。その辺のけじめは明確にしてきたつもりでございますし、今後とも明白にしていかなければならぬというふうに思っております。

○山口(鶴)委員 自治省は、委託できるものは委託をしろというようなおかしな御態度は、こういう行き過ぎもあるわけですから、これを機会にひつと反省して、従来の行き方について十分御検討をいただくように、この際強く要請いたしておきたいと思ひます。

そこで、法案に従つてさらにお尋ねしたいと思ふのですが、職安法第四十四条に触れるような人入れ様を犯しやすいといふことで、当委員会ですいぶん議論されたわけでありまして、その見本として、日本警備保障株式会社が行ないました契約の写しを私もいただきました。これの第一章の第四條あるいは第五條等を見ますと、職安法施行規則の第四條一項の二号、四号に抵触しないように、ある程度注意をして契約書が作成されておると思ひます。この点は私も認めるにやぶさかではございませんが、問題は、すべてのガードマン会社がこれだけ注意をした契約書というものを締結しているかどうかということでありまして、労働省も御存じだと思いますが、日本にたくさんあるガードマン会社がありますが、その中で大きいのは、ここに示された日本警備保障株式会社であり、いま一つ大きいのは総合警備保障株式会社ですね。総合警備保障株式会社の警備請負契約書を拝見いたしました。こんなに丁寧でできておりません。単なる警備計画書というものをガードマン会社が出すという程度のことしか書いてありません。労働省は、たくさんありますガードマン会社の警備契約書というものをすべて点検しておいであります。か。お答えをいただきたいと思ひます。

○道正政府委員 警備会社に関連いたしましたので、たいまい御指摘ございましたように、いろいろ問題があるといふことも一言言われまします。私も、私どもといたしましては、新聞その他目にとまりましたものにつきましては、必ず、立ち入り検査その他関係者を呼ぶ等の手段によりまして、職安法に違反があるかないかということを極力やらしているつもりでございます。

が、ここで全部やっておりますといふふうにはお答えしかねるわけでございますが、問題会社についてはもちろん、その他につきましても、極力指導監督、助言をいたしていくつもりでございます。今回法案が整備されました、法的にもきつちり監督体制ができました場合には、私ももと警察当局の間で覚書も交換して、二人三脚で指導監督に当たるわけでございますので、今後は御懸念のことがないように指導監督いたしていくべきだし、いきたいと思つております。

○山口(鶴)委員 この日本警備保障株式会社の場合は、第五條におきまして、警備等に使用する器具及び器具のすべてはこのガードマン会社が専有するといふことも明確に書かれておりますし、それからまた、甲の従業員又は代理人の支配下にあらざるその他の事由によつて、所定回数以上の巡回又はその他の勤務を完全に履行しえない時は、云々といふことで、会社の支配下にガードマンの人のたぢはないのだ、あくまでもガードマン会社自体が指揮監督をするのだという趣旨のことを明瞭に書いていただけであります。あなたはこの契約書を相当数点検したそうでありまして、こういふところまで契約書がきちつと書いてあるといふのは少ないのじゃないですか。実態はどうですか。

○道正政府委員 たいまい御指摘の職安法の施行規則第四條に四つの要件がございまして、そのうちで一番問題になりますのは、具体的な任務の遂行についての指揮監督のあり方の点であることは御指摘のとおりでございます。その点につきましましては一番問題のあるところでございますので、特に重点的に指導を加えておりますし、今後とも指導を加えまして、安定法の違反がないようにいたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 他の契約書を拝見しますに、特に、総合警備保障株式会社といへば、ガードマンの数が六千人以上という、日本最大の警備会社ですが、こういうものの契約書が、その点がどうも明確でないといふのは問題だと私は思ふのです。特に、この社長さんは有名な村井順さんという

方であつて、公安一課長をやつたり警備課長をやつたりして、総理の秘書官までおやりになつて、それから初代の内閣調査室長も歴任されて、そのあと警備保障会社の社長さんになられた。ここに並んでおられる警察の方々の先輩に当たるりつばな経歴をお持ちの方であります。そういう方が社長さんをやつておられる契約書に、この職安法四十四条、職安法五条に基づく施行規則四条に違反しないような、十分な注意を払つた契約がなされていらないという問題は問題じゃないかと私は思うのです。これが、しばしば問題を起こす特別防衛保障のような、ああいう会社の契約書がずさんだというなら話がわかるが、とにかく、日本最大の会社で、さつき申し上げた人が社長さんの会社であつて、それが十分でないというのはどうも問題ではないかというふうに思ひます。それだけに、職安法との関係については今後十分留意をされるように強く要請をいたしておきたいと思ひます。

そこで、次の問題に移りたいと思うのですが、警備会社が労働争議に介入しているという事例が非常に多いという問題ですね。最近の事例だけちよつと拾つてみました。最近新聞社の争議に關して、総合警備保障会社、中央警備保障会社、特別防衛保障会社等が介入をいたしております。また、宮崎放送につきましては、中央警備保障会社が介入をいたしております。大阪日日新聞の争議につきましては、東亜警備保障会社が介入をいたしております。有名な那珂浜市役所については、これまた有名な特別防衛保障会社が介入をいたしております。日本テレビの争議に關しては、これまた有名な特別防衛保障会社が介入をいたしております。そこで、特別防衛保障会社は、社長さんがいろいろな経歴をお持ちの方でありますから、しばしばこういうところに介入するもの、あるいはやむを得ない点もあるかと思ふわけでありすけれども、問題は大手の警備保障会社、特に、先ほど例に引きました日本最大の総合警備保障株式会社、社長さんは村井さんであります。これが報知新

聞社の争議に介入をいたしまして、労働組合から、このガードマンの人たちが相当な乱暴をやつたという事で問題にされているという事例があるという事は、私は非常に遺憾だと思ふのであります。さらに中央警備保障会社、宮崎放送に介入をいたしましたガードマン会社であります。社長さんは荒井利雄さんという方で、これはガードマンの数が七百名。一流ではありませんが、二流の上位に位する警備保障会社ですが、こういう会社が宮崎放送の争議に介入をして、これまたガードマンたちが乱暴したというふうなことが問題になつてゐる。私はこのことは問題ではないかと思ふのです。私はいふまでもなく、保安部長さんはいふまでもなく、私のところに参りまして、問題のあるようなガードマン会社は法律ができれば規制できると言つてゐるのではありませんか、この総合警備保障会社あるいは中央警備保障会社というものが、この法律ができたことによつて、一体規制ができるのであります。これはいかがですか。

○本庄政府委員 この法律ができました場合、現在の警備会社に対する規制ができるかどうかという事でございしますが、規制の内容がいろいろございまして、人的要件に該当する、欠格要件に該当するといふ意味で営業ができなくなるといふ意味で規制では、いま御設例の総合警備等はおそらく該当しないと思ひます。しかし、明らかにそれに該当したと思はれるものもございします。法律といたしましては一定の要件をきめてございします。その要件に引かからないものは、中身がある程度悪くても、直ちにそれをもって営業できなくなるといふことにはならないと思ひます。しかしながら、その欠格条項以外の幾つかの規定により、制約によりまして、それぞれの業務について十分な監督を行なう、また、その法律に基づく制約というものの、当然その業者は考えて自粛するであろうというふうなことも期待されるわけでございます。そういう意味におきまして、各般の手段といふか、面におきまして規制ができる、そういう意味で御理解をいただきました

い、かように考えております。
○山口(鶴)委員 わかりました。第三条の「警備業者の欠格事由」というものに当てはまるものもあるが、総合警備保障会社というふうな大手のものについては、この第三条の欠格事由には当たらないといふことだろうと思ひます。しかし、この法律の第八条に「個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」という等の規定があることによつて、第三条の欠格事由に当たらないけれども内容的に規制ができるであろうという御趣旨の御答弁だと拝聴をいたしました。

そこでお尋ねしたいのですが、実は、この問題は繰り返して委員会でも議論をされております。私、職安法四十四条、職安法五条のことをお尋ねいたしました。そこで職安局長さんにお尋ねしたいと思ふのですが、結局、この職安法を読みますと、労働者供給事業といふのは、第四十五条で、労働組合による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合以外についてはこの労働者供給事業はできないことになつてゐるわけですね。そうして、労働組合が労働大臣の許可を受けて労働者供給事業をやる場合に当たつても、法律第四十六条に、労働条件等の明示、労働争議に対する不介入といふ条項がございまして、この労働者供給事業に当たつて、労働組合がこれをやつても、職安法第二十条に規定してゐるように、労働争議に対しては介入してはならないのだといふことになつてゐるわけですね。それから労働者の募集についても、職安法第四十二条によつて、「労働条件等の明示、労働争議に対する不介入」ということが規定されてゐる。そうですね。といふことです。このガードマン会社というものが労働者供給事業の禁止に触れるか触れぬかということが非常に問題になる性質を持つてゐる。しかし、施行規則第四条に規定する一号から四号までの規定を忠実に守れば、これは労働者供給事業の禁止には当たらないといふことになつてゐるわけですね。とすれば、労働者供給事業について、「労働条件等の明示、労働争議に対する不介入」が法律で明確に書かれて

おる以上は、当然、この警備業法案におきまして、労働争議不介入といふものをこの法律の文面であつたことが正當ではないかと、私はかように思ふのですが、この点の御見解はいかがでございしますか。

○道正政府委員 先ほど御質疑がございましたように、また、お答え申し上げましたように、本法案におきましては、かりにも警備保障会社に暴挙にわたるような事実がないようにといふことで、私も警察庁と一緒にやりまして指導監督に今後一そうつとめてまいりたいと思ひます。警備会社とストライキとの関係といふのは、職安法は、労働組合が実施する以外には絶対的に禁止になつておりますから、保障会社が労働者をするといふことはあり得ないわけでございます。したがつて、職安法のストライキに介入する云々といふ問題は出てこないといふ論理にならうかと思ひます。

○山口(鶴)委員 そういう論理になると言ひますが、現状はどうですか。私が幾つかの事例をあげたでしよう。とにかく、労働争議に介入してゐる事例は明らかだ。それも、かつて右翼に關係があつて、兇器準備集合罪で逮捕された経歴をお持ちの方が社長さんをやつておられる特別防衛保障といふ方、札つきと言つちや恐縮であります。そういう意味で、いわばそういう労働争議に介入することをもつぱら主としてゐるようなこの会社はともかくといたしまして、そうでない、りつぱな経歴をお持ちの社長さんがやつておられる警備保障会社においても、労働争議に介入をすること、これが現にあつたわけですから、論理上云々といふのじゃなくて、とにかく労働者供給事業として法律に認められておるものについて労働争議不介入といふことが書いてある。労働者募集にあたつてももちろんそうなんだ。職安法二十条もあるといふことでありますから、当然この労働者供給事業とまぎらわしい傾向が現にある。その点は契約書の中であつて書きでないものも多いといふことはお認めになつたわけなんです。から、そういう会

社の業務にあたつて、この正当な団体の行動に介入してはならぬ、干渉してはならぬという趣旨が、これは労働争議に介入してはならぬという趣旨が含まれているとは思いますが、しかし、そうではなしに、明確にこのことをうたうほうが、職安法のいいから言つてもしかるべきではないだろうか。論理云々という話もありましたが、実体上どうなんですか。しかも、職安法にはこういう規定もあるということから、いま一度お考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○岸説明員 ただいま職安局長に対する御質問でございすけれども、労政局で法律を担当いたしております者として、一応御説明いたしてみたいと思ひます。

はたしてその労使関係から全くシャットアウトすることができようか。これはもう先刻来申し上げておりますとおり、やはり使用者側におきましても、争議あるいは平常時におきましても、みずからの財産、生命その他をみずからの力で確保していくという立場にもあるわけでございす。そういたしますと、完全にこれをシャットアウトすることができないという観点に立ちますと、やはり先ほど来申し上げております趣旨から申して、正当な争議行為に対してはこれは関与をしないという趣旨を八条に明確にした、こういうこととございす。

して労働組合が含まれる、そしてまた、そういうような正当なる労使関係に対して関与しないというところで十分である、私はかように思うわけでございす。

○中村國務大臣 私はいま山口委員の御指摘のような内容も十分検討の上この法律は起案されておると思ひますので、この法律の規定で大体いいのではないかと考えております。

○山口委員 農民運動その他大衆運動の御経験豊かな中村国家公安委員長のせっかくの御答弁でございすから、大いに御期待をいたしておつたんでありますが、どうも期待はずれでありまして、その点はいへん残念に思ひますが、しかし、私の言っている趣旨は、大臣も十分御理解いたしているだらうと思ひます。

この警備法立案の際に、私もいろいろ御相談を受けております。また、先生から先ほど来御指摘をいただきました皆さんの事例につきましても、私も承知をいたしております。

○山口委員 そうしますと、正当な労働争議に介入をしないというふうに文章を明確にしてもけっこうであるということですね。

そこで、大臣、どうですか。私も法律は学校で勉強したことはない人間でありまして、法律は全くしろうとであります。私もやはり法律をつくり出す場合——論理的に云々というお話があまりありますが、現実にはガードマン会社が労働争議に介入をしようとするという事例がたまたまある。それで、その際に、暴行等の遺憾な事例も頻発をしております。しかも、それが、この警備法第三条で

それでは、時間の関係もありますから先に進ましていただきますが、この点は、当委員会の理事会で、政治家の立場に立つて十分御検討いただくことを強く要請をいたしておきたいと思ひます。

○山口委員 農民運動その他大衆運動の御経験豊かな中村国家公安委員長のせっかくの御答弁でございすから、大いに御期待をいたしておつたんでありますが、どうも期待はずれでありまして、その点はいへん残念に思ひますが、しかし、私の言っている趣旨は、大臣も十分御理解いたしているだらうと思ひます。

そこでその際に、前々から申し上げておりますように、この労使関係に第三者が入ることは好ましくないと、この趣旨については、重々私も承知をいたしております。また、この職安法の規定につきましても、もういまだに申し上げるまでもなく、二十条に当然争議不介入ということが規定してございす。また一方、四十六条で、やはり労働組合の行ないます供給事業について同条を準用してある。これは、公共職業安定所の労働行政を扱う公的な性格から申しまして、そういうものはあくまでも労使関係に対しては中立であつたという意味でこの二十条の規定がございす。また、労働大臣から許可を得まして労働事業を認められる労働組合についても、やはり、公共職業安定所の一種の補充的な機能を営むという観点から、これは同様の規制を与えられておるわけでございす。そのほかに、ちなみに申し上げますと、社会保険労務士法においても、非常に公共的な性格もございすので、同じような規定がしてあるわけでございす。

○山口委員 わかりました。そうしますと、正当な団体の正当な活動というのは、正当な労働組合の行動も——もちろん争議だつてそのうちの一つですから、そういうものも含まれるということとであつて、立法院として、内容を明らかにするということの意味で、この正当な活動というものを具体的に列挙をするということについては、労働省としてはかまわぬ、そういう趣旨を書いておりますんだから大いにけっこうである、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

○山口委員 まあ、内容的にそういう意味だということですから、立法院は立法院として、その考え方でもって内容を具体化することは、これは一向にかまわぬわけですからね。ですから、そういう意味で、内容がそういうものを含んでおるということが明らかになればけっこうだと思ひます。あとは当委員会の理事会等で十分御相談をいただきますと思ひますが、要は、私は、職安法四十二条あるいは四十六条等において、職安法自体の中にこういう条文等も明確に書いておるわけでありすから、そのつり合ひも考えまして、この八条については内容を具体化するということが当然必要であるという考え方をここで示しておきたいと思ひます。

○山口委員 農民運動その他大衆運動の御経験豊かな中村国家公安委員長のせっかくの御答弁でございすから、大いに御期待をいたしておつたんでありますが、どうも期待はずれでありまして、その点はいへん残念に思ひますが、しかし、私の言っている趣旨は、大臣も十分御理解いたしているだらうと思ひます。

○山口委員 農民運動その他大衆運動の御経験豊かな中村国家公安委員長のせっかくの御答弁でございすから、大いに御期待をいたしておつたんでありますが、どうも期待はずれでありまして、その点はいへん残念に思ひますが、しかし、私の言っている趣旨は、大臣も十分御理解いたしているだらうと思ひます。

と、この警備法の場合になりますと、

○岸説明員 これは、その立法全体のバランスの問題がございす。ただ、私が先ほど来申し上げておりますように、労働争議あるいは労使関係に

○山口委員 これは、その立法全体のバランスの問題がございす。ただ、私が先ほど来申し上げておりますように、労働争議あるいは労使関係に

○山口委員 これは、その立法全体のバランスの問題がございす。ただ、私が先ほど来申し上げておりますように、労働争議あるいは労使関係に

○山口委員 これは、その立法全体のバランスの問題がございす。ただ、私が先ほど来申し上げておりますように、労働争議あるいは労使関係に

会が護身用具につきまして必要な規制を加え、護身用具の携帯について適正を期することにしております。そういう意味におきまして、第一項、第二項をあわせて考えていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 法律のいさというところでいろいろ言われるのでありますが、私は、十條一項のごときは、まさに盲腸のごときのものであつて、これはなくても足りるのではないかと、ううふうに思ひます。これもひとつ当委員会理事会において検討課題にしていただきたいと思ひます。

最後に、第十一條の「教育等」ですが、これも自民党の中村委員が質問されました際に、三日くらの教育を総理府令で考えようというふうなお話でした。三日という、昔から三日坊主ということもあるわけで、どういうわけで三日ということにされたのか、非常に奇異な感を実は聞きながら感じたのでありますが、三日くらいで足りるわけですか。この点はお考えは、いかがでしょうか。それから、ついでに申し上げておきますが、政令にゆだねております部分が相当ございます。十一條についても「総理府令」とありますし、十二條、四條、五條、六條についても「総理府令」とございまして、その他にもございまして、こういった総理府令については、当委員会での法案の審議をしていく間に当然出ていただきたいという要求があつたと思ひますが、ございまして、なれば、私、要求をいたしまして、総理府令の要綱について、当委員会の各委員に渡すように、ひとつ御提示をいただきたいと思ひますが、この点もあわせてお願いいたしておきます。

○本庄政府委員 最初に教育の期間の問題でございますが、これはたしか中村委員の御質問のときだったかと思ひますが、長官からかなり具体的に回答があつたと思ひますが、大体一週間くらい、これは私たちが考えておりますところの、たとえば必要な法令上の知識とか、あるいは技能とかいったような、義務としてでもぜひやつてもらわなければならないようなもの、それから、そ

の会社自体が、いわゆる社内教育と申しますか、普通社員教育をそれぞれ実施いたしますが、そういったものを合せて一週間くらいになるであろうという答弁をいたしております。そういう意味で御理解いただきたいと思ひます。三日と申しますのは、何も三日と必ずしも限定したわけではございませぬので、私たちが義務的にでもぜひやつてもらわなければならないと考えているものは少なくとも三日間はあるであろうということですので、そういう意味で御理解いただきたいと思ひます。

それから、総理府令の資料の件でございますが、私の記憶違いであれば訂正いたしますが、委員会として全員にという正式な御要望ではなかつたように存じておりますが、この分についての総理府令の案があつたというお話がございまして、三三三お持ちしたのがございまして、委員会のほうから正式に御要望がございまして、まだ検討中の素案で確定に固まっておりますが、そういうことをお含みの上で提出したいと思ひます。

○山口(鶴)委員 それはひとつ出していただきたい。これは委員長にお願いいたします。

○大野委員長 山口君にちよつと申し上げますが、政令の中身は固まっていない部分もあり得ると思ひますので、理事会提出という取り扱いでいかうですか。

○山口(鶴)委員 けつこうです。理事会で各党に漏れなく提示いただければいいと思ひます。

中村君のお尋ねのときは、最小限度三日という点に非常に力点を置かれて三日ということをお言われて、今度一週間というふうなお話をされたわけですが、一週間くらい必要であらう、少なくとも最低三日、というわけで、質問のために三日が一週間になった。だんだん延びているようですから、これはひとつ三日坊主に終わらぬように、十分な教育を総理府令で考えたいと思ひます。

一応、以上で質問を終わります。

○後藤田政府委員 先ほどの山口先生の御意見

で、護身用具について、あとで理事会で御検討願うということもございましたが、一応私の見解をこの際述べることをひとつお許し願ひたいと思ひます。

護身用具というのは、法令で禁止されていない以上はだれでも持てるわけですね。そこで、警備業というのは、やはりあつた危険な業務ですから、だれでも持てるということ、どんなエスコレットするわけですか。これはいけないということ、警備業者あるいは警備員に対しては、私は第二項を主眼に置いておるわけでございます。

ところが、それじゃ第一項は何のためだということもございまして、だれでも持てるわけではありますけれども、警備員がこういうものを持てるというのを書くことによつて、一般に、先ほどは暴力団の例だけあげましたが、正当防衛の論であるとか、緊急避難の論理であるとか、いろんな論理が横行するわけでございます。何だ警備員は持っているじゃないか、おれらが持つてなぜ悪いというふうな種類の議論を起す。私は、それは封じたい。警備員に対して第一項を置いた理由は、一般に對しては、そこは違ふんだ。つまり、第一項は、しからばそれじゃ権限規定かという、権限規定ではございませぬ。創設の規定ではないわけでございます。創設の規定は私は認めないというところでこの規定は一応できております。それじゃ必要ないじゃないかというところで、具体的に護身用具を使つた場合の法律的価値判断、それが過剰防衛になるか、それとも兇器準備集合罪になるか、いろいろな論議があるわけですが、その具体的行為についての法律的価値判断は違ふんだよという意味合いを持たせたいんだということ、この規定は入れてあるんだ、こういうふうなひとつ御理解をお願いしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 いまの御答弁は、聞いておつてかえつて問題ではないかという気が私はいしたしたのです。兇器準備集合罪のことを例にあげられましたが、兇器準備集合罪の際の凶器とは何ぞやというところで、使い方がいいことによって凶器になると

かというものではなくて、本来凶器であるものを持つて集合するのが兇器準備集合罪であるということがかつて国会では答弁されたわけですね。しかるに、その後、学生等の行動にあつてはそれが拡大解釈されて、使ひ方によつては凶器になり得るものを持つて集まれば兇器準備集合罪だという形になつてきたわけですね。そういう意味では、警察の側がむしろこの法律の拡大解釈をやつてきたということもございまして、私どもはそういう点がかえつて心配になるわけですね。ですから、警備業法について、十條にこういう規定を置くんだ、一般の世人とは違ふんだということ、長官は強調されたわけですが、そうなりますと、かえつて労働争議等に介入されるという点が労働組合員その他においてはさらに心配になるというところなものであります。いまの長官の御答弁は、お聞きをしたことによつてかえつて私どもとしては疑義を深めたという感じが率直に言つていたしたことを申し上げておきたいと思ひます。

ついでですから、最後に申し上げておきたいのですが、きょう私が申し上げましたことは、具体的にガードマンの仕事等を見ました場合に、保守市と警備会社との契約等見ても、私どもが懸念をした職安法四十四條違反の疑ひのきわめて濃いつい契約がまかり通つていくという問題もあつて、それからさらに、護身用具の問題もそうでありまして、また、第三條の欠格事項の問題もそうでありまして、さらに、労働争議介入の第八條の問題もそうでありまして、結局、要は、国民の側から見て、いまガードマンについていろいろ世間の批判というものがあつて、そういう中で、ガードマン規制法をつくるべきだ、つくつたほうがいいだらうという国民の意向というものは大多数を占めてゐる。占めてゐるだけに、なぜ国民がそういった意向を表明したのかという原因をよく突き詰めて、国民の側から見て心配ないような法律を必要ではないだらうか、ということを実は強調

いたしたかったのであります。ひとつ、当委員会の理事におきまして、本日私が指摘いたしました問題は十分御討論いただきまして、国民の側から見て親切な法律案にしたいとさせていただきますように心から期待を申し上げまして、質問を終わっておきたいと思ひます。

○大野委員長 門司亮君

○門司委員 私は、この前、質問の内容を少し申し上げて保留をしておいたのでありますが、そのことに入ります前に、一応警察当局に事実を確認しておいていただきたいということが一つあります。

それは横浜で起こった事件でありまして、三月九日の午前三時から四時ごろの問題であります。この問題はいま政治問題化をうとしており、地元では非常にやっかいな問題としております。要するに、東海道の新貨物線の敷設に対する地元の反対団体との間の問題であります。

ごく概略だけ申し上げますと、いままでたびたびトラブルがあつて、けがが人なんか出したことがございましたが、この日は、国鉄側が午前三時ごろから現地に参つて作業にかかろうとする。反対側の諸君はそれは困るということで、これの抗議をしておる。その際に、どうせ反対があるから朝の三時か四時ごろ出かけていって抜き打ちにやろうという心がまえの連中ですから、当然、まともにおさまらうはずがないのであつて、ここで多少のトラブルが起つて、負傷者を大体七人ばかり出してあります。そして、このときの負傷者を出した相手は、当該事業を請け負つておる団体が雇つたと考えられるガードマンであると言われている。しかも、そのときの、これは使ひようによつては凶器であります、なぐられた道具としては、スパナであるとか、あるいは工事用に使う鉄パイプであるとか、あるいは何も持っていない、むしろ、反対陳情者のほうに別にも持っているという、寝巻を着て、そのまま起きて飛び出したという状態になっている。この事実について、当局は一応こ

れを調査をしておいてもらいたい。私は、このことについていまだとやかくは申し上げませんが、おそらくは現行犯でありましようから、これは神奈川県警察の所管の地域だと思ひます。警察も何か考へていてどうしようし、被害者のほうもあるいは告訴するかもしれない。そういう問題で、けが自身はそれほど大きなものではないらしいのでありますが、しかし、事態はそういうことがあつたという。これも請負師が直接やるなら別でありますが、工事をやろうというときにガードマンを連れていかなければならないというふうな事態。これは、最近では、成田を筆頭に、どこでもこんなことをやっている。必要以上のトラブルがある。

しかも、そのトラブルの起こつた問題等についての処置はどうかといへば、当該事業をする国鉄でもなければ、その下請業者でもない。ガードマンとの対決になつてゐる。こういうことが、一体いかに悪いかといふことである。きょうは約束の時間もありまして、私の質問の内容等にこれから触れなければならぬので、これ以上の追及はいたしません。とにかく、どういふことであつたかといふことだけ一応調査はしておいてもらいたい。もし証人が要れば、けがした諸君もおりますから、いつでも証人は出頭させますが、こういう事態である。

そこで私は聞きたいと思つてゐるのですけれども、この法律による契約はあくまでも民法上の契約である。民法上の契約に基づいて行なわれる行為が、公権力にひとしい取り扱いがされようとしておる。それはいづゆる法律に規定されてゐるということ。公権力と、民法の規定に基づく私の権利というものの境界は、法律的には非常にむづかしい境界があります。どこからどこまでが公権力であつて、どこからどこまでが私権に属するかといふ問題は、法律的にも、あるいは法理学的にも、かなりむづかしい境界のあることは私も第二條の「定義」のところを書いてある一つのものの解釈のしかたである。ここに書いてあります

「事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」といふ問題は、いづれも、例の、限られた民有地の中、限られた私権の及んでおる場所については別に文句はないはずである。ところが、第二号にいう「一人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」の場合には、いささか私権を越えた範囲と考へられる。「車両の雑踏する場所」といふのは一体どこなのかといふこと。これが前号の「駐車場」をさすというのなら、何も二号は要らないはずである。同時に、この「通行に危険のある場所」といふのは一体何なのか。

「通行」といふのは何を意味するかといふことで、通行であるといふのは、道路を意味することが正しいと私は思ふのだが、道路を意味するといふことになれば、この「通行に危険のある場所」といふのは、当然警察の交通行政の所管であることに間違ひはない。ところが、これらの問題について、ここにおいて権力を与える、いわゆる公権を与えるといふことになると、一体地位はどうかといふことです。こういう点を混同しないようにしておきまないと、問題が起つたときにどうなるか。それから同時に、ガードマン諸君の教育をするとは言つておきますけれども、人間でありますから、権力行使といふのは人間の、一つの欲である。この場所における交通整理はおれたちがやるのだといふような行き過ぎた考え方でやつた場合、その道路におけるトラブルは一体だれの責任になるのか。この辺はどう考へても私権と公権との混同である。そうとしか考へられない。だから、この際は、きつり聞いておきたいと思ひます。これは、きのうも私は民法法局第二部長とちよつと議論したのであります。公権力といふものの範囲、公権力といふものの解釈をどう考へておるかといふこと。あるいは私権との関連性をどう考へられているかといふこと。

いま私が申し上げましたように、私権と公権とはなかなか見分けのつかぬものの中にはあります。これからこれまでは私権に属するのであり、これからは公権だと、びしゃつとした割り切り方をするのは法理上なかなかむづかしいと私は思ふ。むづかしいと思ふが、そういうものは、かりに事犯が起つた場合、その後の裁判所の、行き過ぎがあつたとかないかといふような判定その他等が当然なされるべきであると思ひますが、この場合、法律上このように書いてしまひますと、結局、おれたちは認められた職業で交通整理をするのだといふ観念をそこに持つてくると、警察官の類似行為とどこが違ひない。警察官よりも教養が少なくないと同時に、警察官のように法律的に長く訓練されたわけじゃございませんので、結局交通行政というものが乱れる危険性がある。交通行政が乱れるといふことは、通行をする人から言へば、明らかに私権の制限である。この辺を明確にしておきまないと、いやそうじゃなかつたなんと言つたところで、トラブルが起つてしまつてからではどうにもならぬ。この辺の解釈を、ひとつ法制局からはきつり承つておきたいと思ひます。

○林(信)政府委員 一般的、抽象的に申し上げざるを得ないわけでございますが、公権力といふことばの解釈につきましても、これはいろいろ議論があると思ひます。普通言われておりますのは、国家を背景にいたしまして、個人に對しまして、これを背景にいたしまして、個人に對しまして、ある権限を行使する。こういう形が一般に公権力と言われているのだと思ひます。その形は、通常、意思表示というふうな公権力の場合もございしますし、あるいは物理的な現実的な実力の行使というふうな形のものもございします。一方、私法関係でございします。これはあくまでも個人と個人とは平等対等であるという原則に立つておる。したがひまして、公権力というものは、個人に對しまして、それより上回つた優越的な地位において發揮される権力であるといふふうに言へると思ひます。

そこで、お尋ねの二条でございますが、二条の一項は、実は、この警備業務の範囲を限定した規定でございます。いわゆる定義規定でございます。一条にございますように、警備業者を規制するというのがこの法律の目的でございますから、この規制対象の範囲を明確にしなければならぬ。そのため二条に定義を設けて特に規定してあるわけでございます。

設けて特に規定してあるわけでございます。そういたしますと、これが公権力を意味するものであるかどうかというお尋ねでございますが、二条一項の柱書きにございますように、「他人の需要に応じて」とございますが、これは、たとえば道路運送法などに同じ表現がございますが、要するに、私的契約を個人の私的な需要に応じてやることであるという前提にしております。したがって、二条の中からは、特に権限を与えたものであるとか、あるいは、これは公権力を意味しておるものであるというようなことは出てこない。むしろ、八条のような規定があります関係から、この法律は何らそういう特別な権限を与えたものではないということが言えると思います。

○門司委員 いまの前段の答弁はそのとおりでありまして、いわゆる公権力というものは、国家権力の作用する範囲を公権力と言っておる。したがって、これが府県の条例であろうと何であろうと、法律、憲法を逸脱するわけにはいかないという、そういう規定がちゃんと憲法上設けてあるところから、この場合を見ても、そういうことになつておいて、しかも、これは、今度のこの法律によりまして公権力を与えることになるから私は文句を言っている。これは法律ですよ。法律によつて規定されれば、それは明らかな公権力です。これは私権とはなかなか言いがたいですね。しかも、これは特定のものをさしておりませんから、道路あるいは通行という文字を使つておりませんから、これは私権で制限するべき筋合いのものではない。通行に危険のある場所」と書いてある。「通行に危険のある場所」というのは、人

体、概念としては道路でなければならぬ。道路は一体だれのものであつて、だれの監視のもとに置かれておるかと言へば、これはちゃんと道路交通の制度もありまして、道路には主管の維持管理者もきめられておるということである。だから、私がいま申し上げておりますように、一号の「事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地」の「遊園地」というのは少し問題がありますが、いわゆる私権の及ぶ限られた範囲において問題があるのなら、それを頼まれて盗難の防止その他をやるというのなら、これはそれで私はよろしいかと思う。しかし、これはもう限られた範囲ではない。「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所」ということになっておる。通行というのはいく何の意味するかということですが、私は、こういう法律の書き方自身については、いまのような答弁で、これをそのまま承認するわけにはどうしてもいけません。ここでは私権と公権との混同が行なわれてきて、まごまごしている必要以上に私権を抑制する危険性がどうしても出てくる。誤った公権力の行使が行なわれたいとはこれも保証ができません。こういうことを言わなくても、前段に書いてあります、具体的に言うなら、ある一定のところでは何か特別の仕事をしている人があつて、そこにたくさん車の出入りがある、その場合に危険があるから、ひとつこれを整理しようというふうなことは現実に行なつておる。しかし、そのことは、前段のところの「駐車場」であるとか、こういうところにちゃんとあるでしょう。こういう場所が一号に書いてある。事務所であるとか、住宅であるとか、興行場であるとか、駐車場であるとか、遊園地であるとかいうような、ここにあげられておるところの、いわゆる私権の及ぶ範囲において警備員が行なふことは、私権上の、民法上の契約に基づいてやることについては私は私どもはすぐ言うわけではない。しかし、二号に來ると、「人若しくは車両の雑踏する場所」というようなことがあるが、これは一体どこかというところ、何を指しているかということですが、

これがもし興行場とか駐車場とかいうところならば、前段に書いてあるのでもよろしいのではないかと。したがって、二号を入れたというのは、どう考へても、道路上の、一つの公の場所における問題をここに取り上げてきて、そしてこれを警戒し予防する、公権力をここに与える危険性を持つておるということである。この点は、私は、いまの答弁では、そのままこれを了承するわけにはまいりません。どうしてももう少しはっきりしたものにしておかぬと、一ぺんこういう公権力を与えますと、この取り消しはなかなかむずかしい。むずかしいと同時に、事故の発生した場合に、もう取り返しがつかない。これらの問題を、いまの法制局の答弁だけでは私は了承するわけにいきません。

したがって、警察側にこの場合聞いておきますが、一号に、たびたび書いておられますようなことがはつきり書いてあつて、二号に行つて、人若しくは車両の雑踏する場所」と書いてあるのはどういふものを指しているかということですが、

○本庄政府委員 一号と二号とは明らかに違つておる。一号は、たゞたびたび書いておられますようなことがはつきり書いてあつて、二号に行つて、人若しくは車両の雑踏する場所」と書いてあるのはどういふものを指しているかということですが、

したがって、警察側にこの場合聞いておきますが、一号に、たびたび書いておられますようなことがはつきり書いてあつて、二号に行つて、人若しくは車両の雑踏する場所」と書いてあるのはどういふものを指しているかということですが、

○本庄政府委員 一号と二号とは明らかに違つておる。一号は、たゞたびたび書いておられますようなことがはつきり書いてあつて、二号に行つて、人若しくは車両の雑踏する場所」と書いてあるのはどういふものを指しているかということですが、

したがって、警察側にこの場合聞いておきますが、一号に、たびたび書いておられますようなことがはつきり書いてあつて、二号に行つて、人若しくは車両の雑踏する場所」と書いてあるのはどういふものを指しているかということですが、

警備員がやるということでございます。そういう意味におきまして、先生が先ほどお述べになりました公権力の行使ではなくして、全く私的な行為であると、かように御理解を賜つたと思つております。

○門司委員 私は、そういうことはたびたび議論しておりましたので、そんなことを聞いておるわけじゃない。いわゆるここで言う「車両の雑踏する場所」というのは一体どこかと聞いておるのです。これは、さつきから私が申し上げておる私権の及ぶ範囲においてのことはわかりました。これくらいのことには法律に書かなくなつて、現実に常識上やつておられますよ。ところが、これを書いてしまふと、結局ここに出てくる一つの問題は、これらの問題は個人としてはやれないんだ、これはガードマンの仕事だということがどこにどうしても生まれてくる。頼まなくなつて、そんなことはけつこり常識上やつておる。自分の仕事をやっておつて、人に危害を加えることを黙つて見ておる諸君はだれもおりはせぬ。だから、私は、法律は書き過ぎておると言つておるのです。ここまで書いたらいふような問題が出てくる。さつきから申すように、私権と公権との混同が必ず出てくる。お葬式をする場合においても、道路を一時、五分か十分の間でもやはり遮断をしなければならぬ。車の往復というものをとめることはあり得ることである。しかし、現在ではそういうことがかりにあるといたしまして、一応道路の行政の担当者であり、交通規制の担当者である警察との間に了解を得ておるはずである。その手続だけは必要なんだ。公権と私権と混同しちゃいかぬといふのはここに

ある。こういう公権力が及ぶときには、やはり、公権力を持つておる人との間に連絡、了解がなければならぬ。かつてにやるというといふことがかかと考える。これはもう少し警察当局も考へておいてもらいたいのですよ。お祭りに非常な雑踏するが、お祭りを禁止するわけにはいかない。お祭りとはそういうものである。それで、町内会の役員が出ていって交通整理をすることはあたりまえ

だ。同時に、こういう場合は必ず警察に連絡をして、ある意味において警察の補助機関というような、厳密にはそういうことになるかもしれないが、そういうことで雑踏する場所の交通整理をやるということとは常識上当然のことである。この場合、これを警備会社に限ってと規定してしまいたい。ここに公権と私権の混同が必ず出てくると思う。こうした場合に、もし事故が起った場合の責任は一体だれが負うのか。道路上の事故であれば警察もほうっておくわけにはいかぬでしょう。調べないわけにはいかぬでしょう。私はその点を憂えておるのであって、法律というものは一応こしらえてしまひますと、国家権力の発動でありますから、理屈をこねたって始まらない。さつきから申し上げておるように、私権と公権との限界がどこにあるかというところは、解釈上は非常にむずかしい。ことに、こういう法律になってまいりますと、どこからどこまでが公権であつて、どこからどこまでが私権であるかというところはむずかしい。しかし、線を引こうとすれば、前段にあるようなことに、あるいは作業場なら作業場というように文字が一号に入られるならば、作業場の中における問題というところでまた考えられる。しかし、別にしてこういう書き方をされる、いまのような答弁では、私も、さようでございすかと仰うわけにはなかなかまいらぬのである。同時に、その下に書いてある「通行に危険のある場所における負傷等」の「通行に危険のある場所」というようなものについての責任は、これは警察が負うべきです。警察の手が足りないで、そうして一つの何かの現象、ということばは少し当たりませんが、お葬式とかあるいはお祭りというやうな現象が一つここにある。その現象について、こういう交通整理をしなければならぬ実態が生まれてくる。その場合の交通の整理といっても、あくまでも警察の責任であることは間違いない。しかし、だからといって、警察官の手のないときに、そんなものを一々めんどろを見ておるわけにはいかぬということに具体的にはならぬと思ひます。

しかし、さつき申し上げたように、実際問題としては、いずれの場合でも取り締まりの責任のある警察との間に連絡をとって、了解を得て、そうして私権と公権とのかね合ひといひますか、それらの問題は明らかにしていくということが必要じゃないかということである。これを私権にゆだねてしまひますと、明らかに公権を度外視した私権の行使が行なわれるであらうというところは当然である。しかもこの場合に、さつき山口委員からもお話がありました。例の護身用具を持ってもよろしいというふうな規定が出てきておる。この点は一体どういうふうにお考えになっておるのか。これはさきの方も皆さん方と會つて、かなり長い間この内容については議論をいたしました。またここで議論をしておるのですが、どう考えても書き過ぎだと私は考える。こゝまで書いたのでは公権力と私権との混同を免れない、ということであつて、どう考えても、警備法というものの自身についての拡大解釈にならざるを得なくなつてくるのではないかと。いうことである。警備法はあくまでも私権の行使であることは間違いない。公権の行使ではないはずだ。そういうことを、一応この場合に考えておかなければならぬ。

それからもう一つの問題は、先ほど山口君から指摘されました十條の問題。これはむろん二項を受けた一項であつて、法律のていさひとしてはこういう書き方が当然だと思ふ。法律を書くことすればこういうことにならうと思ふ。しかし、問題は、先ほどから議論されておりますように、護身用具というものの定義、これは非常にむずかしいのであります。しかも、日本の場合は、法律で定められた凶器というやうなものについて、持つてはいけなかつたというところが法律で定められておる。そのほかのものならば、だれが何を持つて歩いたからといって別にふしぎはないのであります。一般人も持つてゐるのである。一般人にも持つてゐるものを、なぜ特定の人間だけにこういう規定を設けるかということである。ほつておいたつてこれはいいのですよ。いま、警備会社の諸君だつて同じことだと思ふのですよ。そんなわけないことをしてくれなかつたつて、危険な場所に行くときに護身用具を持つていくのが何が悪いんだ。そのときにビストルを持つていたり、カービン銃を持つていたら悪いかもしれない。あるいは刀渡り何センチという刃物を持つていたら、それは悪いかもしれない。しかし、この法律で一応規定されてゐるもの、裏から言へば規定をされていることにならうと思ひますが、そういうものを持つて歩くことが何が悪いのかというところは警備業者の当然な觀念だと私は思う。だから、実際はこのまほつておいてもいいんじゃないですか。特に規定しなくても、護身用具を持つて歩くというところは当然であります。さつき申し上げました事件のごときは、片方はまるつきりの素手であつて、そうしてむろん護身用具など持つてゐるはずもない。この場合は護身用具など持つてゐたわけじゃないのだけれども、現場にあったスパンであるとか鉄パイプでなぐるということになりますと、それは一体何だということになる。一体、この場合の護身用具というものは何を意味するのか、何であるかということである。一体予定されている護身用具というものはどういふものですか。

○本庄政府委員 いまのところ考えております護身用具といひましては、現在警察官が携帯しております警棒程度のものを、これを考えております。○門司委員 そうすると、全く警察官と同じような服装をするということでしょう。これは警察当局にほんとうに考えてもらいたいのですけれども、警備法が必要だといふ觀念が出てきたのは、先ほどからしばしば言われておりますように、どうも警察官と類似の服装がある、あるいは類似の行為がありはしないかということが世間一般の人の偽らざる一つの考え方でありまして、したがつて、何とか規制しておかぬと、警察官とまぎらわしい行為があつたとき、まぎらわしい服装じゃ困るというところである。これは一般の觀念です。それから、あなたの方のほうから言わせれば、一つは、中のガードマンの教育を十分に、そして、いま起りつとある——起りつとあると言つと、これも少し言い過ぎかもしれませんが、起つておる特殊の犯罪、私はこれをあえて特殊の犯罪と言つておきますが、それは何であるかと言へば、民法上の契約に基づいて雇つた人がそこで悪いことをするということなんだから、これは普通では考えられないのです。これはあなたのほうから出した書類を見てごらんない。書いてあるでしよう。ガードマンの犯した罪が幾つあるか。飼犬に手をかまれるという昔からの変なことばがございすけれども、そういう問題もいわけばありません。そういう問題は阻止しなければならぬ。いいことでは決してない。したがつて、素質をよくして、そして社会の秩序を保持して、いこうという、あなたの方の立場から考えた一つの問題があることに間違いない。だからこういう形の法律が出てくる。この二つの面から見た規制であつて、これにそれ以上の公権力を与えるということとは、極力避けなければならぬ問題である。しかも、この護身用具といふのは、ほつておいたつて、禁止されているもの以外の護身用具は持つて歩いてゐるものであります。これは警備員だけじゃありません。たとえばまたでは、暮れになれば犯罪が非常にふえてくる、その犯罪を防止しよう、あるいは暮れになれば火災が非常に多くなる、これを何とかしようということ、各自自治会等で夜回りをやつてゐる。これらの諸君もある意味においてはガードマンと同じ職務ですよ。いづつという危険があるかわからない。いづつどこで強盗に出つてくわさないと限らない。いつ火災に直面しないとも限らない。同じやうな仕事をやっている。この種の法律をこしらえようとするためには、やはりそのことを考える必要がありはしないかということである。だとすれば、特にここに護身用具を持つて歩いてゐるという規定は不自然な規定である。このことのために、もしこれらの諸君に特別の優越感を与えるというやうなことがあれば、これはえらいことになつてしまふ。おれたちは護身用具を持つて歩いてゐるんだ、法律

が規定しているんだということになる。

いまの日本の法律は、御承知のように、一般人といえども、危険な場所に行くときに護身用のものを持つていくのは別に何もふしぎはないということである。護身用具とはどういうものかと私が聞いたのは、護身用具にはいろいろある。私は、懐中電灯も護身用具だと思う。これはあかりを照らして、暗やみに穴があるとか、あるいは障害物があるとかいうことを見えおめられる。あるいは犯罪行為をしようとする者についての摘発も必要である。これは懐中電灯だって護身用具ですよ。だから、護身用具というものの見方について、いまのような警察の範囲というものは、これは、はもうほんとうに行き過ぎの行為ではないかというところである。どこまでも私契約でありますから、一般人と同じ取り扱いをする必要があると思う。くどくど申し上げておきますように、いまの警備員諸君の実態を見てごらん下さい。規制をしなかつたて、危険なところに行く人間が護身用具を持つていくのはあたりまえのことである。船に乗って外に出る人が救命ブイを持つていくのは、これは護身用具です。あたりまえのことである。飛行機に乗っても、汽車に乗っても、どこに行っても危険が伴うとすれば、それに対する護身用具というものがちゃんとあるんだから、私は、この場合に、特に警察官にひとしいような、警察を与えるという特権を与えるということだけはせひやめておいていただきたい。これは明らかに特権であります。この問題を一体どうお考えになるのか。私は、さっき言いました私権の範囲を越えたいわゆる公権の行使がここに行なわれる形が出てきやしないかと思う。この辺について、法制局でもどちらでもよろしくございしますが、私権と公権との間の関係を、もう少し詳しくお話を願っておきたいと思ひます。

○林(信)政府委員 先ほど申し上げましたように、この法律がガードマンに特権を与えているというふうにはわれわれ考えておりません。十条一項がよけいな規定ではないかというお話でござい

ますが、法律的に非常に冷ややかに申し上げますと、十条一項は当然のことが書いてあるということとで、なくてもいいではないかという議論もあるいは成り立つかと思ひますが、十条二項におきまして、公安委員会が一定の護身用具の携帯の禁止ができる、こういう規定を置きますことは、まあ、まづらことはと申しますか、そういう関係で、置いたほうがわかりやすいだろうということが一つございします。

さらに、十条一項自体について申し上げますと、「警備業務を行なうにあたっては」というしほりが一つございまして、さらに、「法令の規定により禁止されているものを除き」という、この法令の規定の中には当然二項の規定も入ります。さらに、「必要な護身用具を携帯することができ」ということで、簡単な文章ではございますが、意味の上におきましては、警備員が注意すべきことを含んだ規定になっておる。さような意味におきまして、これは法律的にどうしてもなければならぬ条文であるかと言われますと、私たち法制局の立場から申し上げますと、なくても、あるいは解釈が同じになるかもしれない。しかし、文章があるというところによりまして事情が明確になるであろう。で、置くか置かないかというところは、これはおそらく政策的な考慮が働いていく問題でございまして、先ほど警察庁の長官からお話がありましたように、警察庁が文章を書かれることを希望しておられるということで、私たち受け入れたわけでございます。

○門司委員 あなた方は特権でないと言ひけれども、これはどう考えても特権なんですよ。一般の人と違つた字句がこへ出てきていふんですからね。一般の人は持つていいというところは、概念的に言えるのですよ。これが禁じてあるから、これ以外のものは持つていいという概念の考え方の中で護身用具も持つていいんだ。まあ、護身用具と名をつければ護身用具である。ところが、ここはこう書いてしまふのですからね。そうすると、一般概念からくる禁じられたもの以外のものは持つ

てもよろしいのだという、その概念を一つ飛び越して、そうして、おれたちは法律上これを持つてことが許されるのだという概念がここに出てくるのですよ。出ざるを得ないでしょう。だから特権と言ひ得ると私は思ふ。持つていけるという一つの権利である。これが法文化されている。しかも、これが国家権力の作用であることに間違いはない。法律で定めた以上は国家権力の作用であります。だから、概念的に考えた、通念的に考えて、現状でもやっておるものであるから、これ以上何で一体こういうものを書く必要があるか。私はどう考えてもその辺の問題はわからない。

それから、さっき山口君も聞いておりましたが、警察官の職務執行法その他においても、武器の使用等について一つのワケがはまつておる。しかし、こはほとんどワケがないわけで、法律の明文上ワケがないのである。国家権力として治安の維持の大任に当たる警察官が、危険な場所に遭遇するといふことは当然言ひ得るのであるが、そのために使う武器ですらある程度の制限を受けておる。ところが、一般の人が持つてもよろしいといふものを特別に法律で規定をして、そしてその行使については何らの制限をしていない。こういうことをあつさり書くなら、むしろ、警備員は警察を持つて歩いていいと言ひたほうがよほどはつきりしている。それならそれでまだ対象になる。

それから、警備の実態であります。警備の実態は、夜間の危険が伴うものだけではないと私は思ひます。いま警備の実態をひとつ見てごらん下さい。たとえば、会社の門に立っている人があるかもしれない、あるいは、一つの団体がある種の行動をやつていて、どうも会社に危害を加へはしないか、それを防止することが必要だといふ場合、一般人はこういう規定がありませんから持つていいはずではあるが、しかし、こではこれは凶器にならざるを得ない。これらの諸君は持つてもいいという規定があるから、これは凶器には絶対ならない。これは、過保護の線を越えたものである。あるいは防衛になるかもしれないが、しか

し、これは凶器にはならない。一般の人が持つてば、使ひようによつては、これは明らかに凶器になる。どんなものでも凶器になるでしょう。野球のバットだって、野球している人が持つては何といふことではなく、運動用具にすぎないが、しかし、これでも人を殺せば凶器になるにきまつていふ。小刀だってやはり同じです。鉛筆を削つたて凶器にならないが、人を刺し殺せば凶器になることは間違いはない。ところが、この場合は、警備員だからといって、棒を持つてもよろしいということが立法として法律化されてまいりますと、その行使が行き過ぎであつたかどうかという議論は警察官と同じように出てくると私は思ひます。こういう危険なもの全体として書くかということですよ。書かなくてもいいのじゃないですか。さつき法制局から答弁がありましたように、私は、どう考えても、この辺は書き過ぎであると思ふ。こまで書けば、これはもう全く警察官の持つておるある種の権限の行使にひとしくなつてくるということである。おのおのの限界をおのおのの判断によつて、個人の判断によつて、危険があるからこれを防止しようといふ域を越えて、法律がこれを規定するといふこと、そういう点を一体どうお考へになつて

いるかということですよ。それから、職場は一体どういう職場なんですか。護身用具を持たなければならぬといふような職場がどれだけありますか。警備業者の全部の地域が、全部護身用具を持つていなければならぬほどの地域ですか。立法をされるからには、こういう問題について一つ一つ、国民の権利といふものは平等であるのだといふたてまえをとるべきである。大体、警察権の行使といふやうなものについて、その辺が非常にやかましくなつて、そうして警察の行為等についてもかなり大きなワケをはめていふべきであります。単に治安を維持するとか、あるいは悪い者を取り締まるというだけでは、人間の権利といふものは平等である、人格は平等であるといふたてまえに立つて今日の民主立法はできていふべきである。ことに今度の法律

昭和四十七年五月三十日

の關係からいくと——もう時間ありませんし、一時までにやめてくれと委員長から紙が来ておりますので、委員長の命令にそむくのもあまりよくないと思いますので、もう一つ聞いておきますが、法制局はどういうふうにお考えになりますか。法律の分類の中で、この法律は、思想その他を取り扱うという従来の治安立法というような考え方は多少違いますけれども、警察法とややひとしい、

○林(恒)政府委員 この法律案の立法趣旨に関する御質問だと思いますが、実は警察庁からお答えいただいたほうが明確かもしれませんが、私の理解する範囲で申し上げますと、最近の警備、いわゆるこの法律に規定しますところの警備業者あるいは警備員の行き過ぎが目立つということがそもそも立法の動機であろうと思います。これに対して、行き過ぎの内容でございますが、これには、一つは、警備業者に依頼する契約の相手方には、

対するいろいろな権利の侵害行為というものが一方でございます。他方で、この警備業務を行なうにあたりまして関連してきます第三者、契約当事者ではございません一般の第三者、それに対する違法不当な行為というものが目立ってくる。この両面を何とかして取り縮めたいということで考えられたのがこの警備業法ではないかというふう

に理解いたしております。

警備業という非常に特殊な業務でございますためにいろいろと問題になるわけでございますけれども、実体といたしましては、一般の営業規制をする立法とそう変わるところはない。それから、中身は、いまおっしゃいますように、いづれにいたしましても、警備業務という特殊な、従来はなかった、考えられなかったような業務でございますから、かりに、そういう警備業務に携わる人たちが非常に大ぜい集まりまして大きな暴力をふるうというようなことになれば、これは問題でございますけれども、これは、一般の治安立法で十分規制できることでございます。

いわゆる治安立法というものの定義もはっきり
いたしませんけれども、もし、この立法をいたさ
なければこの世の中の治安がすっかり乱れてしま
うということでございますれば、まさにこれは治
安立法かもしれません、それほど取り締まり
法規として考えられているのではなからうとい
ふに存じます。

○門司委員 議論していても果てしないので、これでやめますが、八条の書き方を見ると、どうも、そういう治安立法法におけるかなり強い書き方でしょう。これを見てごらんない。八条は、「警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない。」と書いてある。いわゆる労働組合が労働争議をやるということとは当然の行為であり、また、団体交渉をやることももちろん許されておる。それらの行為に対して

て、いままでの事例からいけば、たびたび警備員の行き過ぎがあったということはどうしても考えられる。ところが、こういうものについてどこにどれだけの歯どめがあるかということになると、この法律だけを見たのでは、いわゆる警備業者の判断にまかせておる。ここでは、単なる業務を行なう者あるいは警備員の個人の判断にまかされておる。この規定は、もう少しここで考えないと、さつきから申し上げておりますように、解釈のしようによつてはどこまでも治安立法的のものがあらはれないかということである。これは、いまの警察庁の長官はかなり古い方だからよく知っているだろうと思うのですけれども、日本に今日まであった治安立法の内容を読んでごらん下さい。これはひどいことが書いてあるのですよ。幾つか、治安立法とはつきり銘打つておる治安立法があり、ますけれども、たとえば警察犯処罰令であるとか、あるいはその他の問題がある。

もうこれ以上議論はいたしませんが、いずれにいたしましても、この法律の施行にあたっては、警備会社等につきましてもある程度の責任を与える必要があるのであって、それが反面にそれを規制していくということの、一つの要素になっていることも間違ひはない。そこは非常にむずかしいの面でありまして、そのむずかしい段階を法律の文面であらわしていこうとするときに、こういう公権力と私権力の見さかひのつかないようなものの考え方については、この問題はいささか解釈を変えなければならぬのではないかという気が私はする。

それから、これも一面の言い過ぎであり、私の杞憂だと言えはそれだけでありますが、いままでの警備業に對します業者との間における問題で、いわゆる契約書の取りかわしの中にこういう字句が書いてあります。第二条に、「警備担当員は定期的に巡回を行う巡察員又は上級警務上の査察を受けるものとする。」と書いてある。この場合、「土」という字が書いてあるが、この概念は一体何かということです。字句というのは、その辺は

非常に概念的にむずかしい。こういう字を使うと「土」ということになるというのは、どういふものをさして「土」と言っておるかということです。「上級の業務者」とでも書くなら、これは一般的の用語であって別に問題はない。しかし、「土」という字を書くということになると、概念からいくと、何か特別の権力を持った者というようなことが考えられる。法律用語として、「土」の字を使っ

○大野委員長　午後一時四十分に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十七分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

警察に関する件について調査を進めます。

練馬区立石神井南中学校における光化学スモッグに関連する問題について、政府から説明を聴取いたします。環境庁大気保全局竹内企画課長。

○竹内説明員 最近練馬区付近を中心とした光化学スモッグと称せられるものが頻発いたしまして、特に学童生徒などに被害を及ぼしまして、非常に不安を与えておるところでございます。これにつきまして、私も、東京都とも協力をいたしまして、種々事態の解明に当たっております。ところでございますが、率直に申し上げます、最近起きておりますところの、特に、先週の金曜、土曜、そしてこの月曜日と続いて起こりました光化学スモッグといわれるものの被害につきましては、これまでの光化学スモッグの発生条件と全く異なっており、端的に申し上げても、オキシダントの濃度について見ますと、二十六日の石神井南中学校の周辺で、一番近い測定点が田無の市役所にあるわけでございますが、これが〇・〇八PPM、二十七日の場合は〇・〇六五PPM、それから月曜日の二十九日は〇・〇三五PPMというふうに非常に低い数字でございます。これは、光化学スモッグのはしりと言われまします昭和四十五年七月十八日の立正高校のときのオキシダント濃度は〇・三二PPMでございます。それから、東京都におきまして、あるいは大気汚染防止法の施行令によつて定められておりますいわゆる注意報と申しますか、第一の段階の警報はオキシダント濃度〇・一五PPM。このようにオキシダント濃度が非常に低濃度であつて発生してあるということが一つ。

オキシダントと称せられる二次生成物になりまして、これが気象条件がプラスアルファされまして、目のちかちかとか、のどの粘膜などを刺激するという光化学被害を起こしてきたわけでございまして、ところが、今回の場合には、大体五メートル、八メートルないし十メートルというふうなかなりな風があり、しかも、どちらかというと曇天、つまり紫外線量が少ないということ、かつ、これまではむしろ逆転層が生じておりましたものが、今回は逆転層がほとんど見られないというふうな、気象条件が全く異なるという点が第二の相違。それから第三点といたしましては、どちらかと申しますと、最近の被害はピンポイント被害と申しますか、非常に局部的に集中しておるわけですが、一つは学校の、石神井南中学校で申しますと、四階建ての南側の全面に被害があつたというわけではなく、そのうちの一部分に集中した。したがって、その被害が起きたときに、その付近の他の教室では全然被害を感じなかった。あるいはまた、感じたとしても、あとになって、翌日聞かれてみれば、そういう日は少しどころかという程度。あるいは、校庭で遊んでおる子供とか付近の住民についても、実は当時全然自覚症状がなかった。こういうようなことで非常にピンポイントであつた。しかも、このピンポイントが、これまでの光化学スモッグですと、同じ地点で二度、三度と起きた例はほとんどございせん。たとえば立正高校でございせんけれども、それ以来、光化学スモッグ被害というものは、ケースとしては報告は全然ない。そういう意味で、同じ地点に二度、三度、四度と続いて起こるということにつきましても、私も非常に奇異な感じを持つておるわけでございまして。

しかしながら、具体的に被害を受けた学童などの臨床所見につきましては、医師のほうから最終的に結論めいた所見はまだ出ておりませんけれども、現在私もかいたたいております臨床所見によりますと、「初期には粘膜の刺激症状が認められ、これに引き続いて呼吸数の増加とともに、頭痛、はき気、息苦しさ、しびれ感等の全身症状が現れてきています。この全身症状は、運動負荷のあつた者に――と申しますのは、千五百メートルないし千メートルというふうな体力テストを行なった直後であつたというふうなケースも実はあるものですから、そういう表現があるわけですが、これも、「運動負荷のあつた者に」とくに著明であり、女生徒の場合には、これに年令的な特異な現象が加わっている傾向が認められる。以上の結果から光化学スモッグによる影響が疑われるが、最終的な結論は現在継続して検査の結果を待つべきであると考え。」というのが、実は、医師団から、東京都なり私も環境庁が受けております現在の報告でございます。

以上のような状況でございますが、私もいたしましては、光化学スモッグでないといふ、ないときのほうがむしろ心配になるわけでございまして、従前理解されておりました大気汚染現象とは異なつたものではないかという心配も若干ありまして、この点の解明を急いでおるわけであります。

ただ、新聞紙上でも御存じかと思ひますけれども、昨日の朝の事故等につきましては、東京都の大気汚染測定車などが、現実にはオキシダントあるいはその他の汚染物質の測定をしていて段階で被害が起きた。ところが、その被害を受けた生徒たちはそういう自覚症状があつたわけでありまして、けれども、そのときに立ち会つておりました都の職員その他、いわゆるおとなは全然感じなかった。それからまた、計器類に示されたオキシダント濃度は〇・〇二PPMというふうに非常に低い濃度であつた。こういうような点から考えまして、むしろ、何か特殊なケースで被害が起きて、それがやや後遺症に残つたのではないかと疑ひもないういとは言えないわけでありまして、そのような点を含めまして、特に臨床的な検査等を通じて、何らかの結論と申しますか、実態が少しでも早くわかることに努力をしてみたいと思つております。

○大野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 ただいま環境庁のほうから、最近発生いたしました光化学スモッグが従来のケースとはだいぶ様相が違つているという点を中心としたしまして御報告をいただいたわけでありまして、そこで、若干お尋ねしたいと思ひます。光化学スモッグの原因は、通常の場合酸化窒素ですね。これはNOXと言つたらいいだろうと思ひますが、いろいろな形態の酸化窒素、それから炭化水素、これによつて光化学反応が起きてオキシダントが発生すると言われていたわけでありまして、問題は酸化窒素と炭化水素ですが、その原因は一体どれかということになります。従来、酸化窒素は工場からの排出が多いというのが国のほうから言つておられた状況ですね。これに対して都のほうはいや、むしろ、この酸化窒素は自動車から排出するものが多いのだ、こう言つておるわけですね。具体的に言へば、都は、工場と自動車からの排出比を三対六五だと言ひ、国は逆に、工場が六五で自動車が三五だと言ひておるわけですね。この点は環境庁としてはどうお考えですか。

○竹内説明員 ただいまの窒素酸化物の発生寄与率の問題でございますが、窒素酸化物の発生源として、工場等から約六五%、自動車からのものが約三五%、この数字は、昭和四十二年におきまする東京都内における石油系燃料の消費量から推定をされたものとして、四十五年の七月に出されました運輸省での運輸技術審議会の自動車排出ガス規制に関する中間答申に用いられた数字でございます。したがひまして、四十二年の当時の自動車の運行状況と現在とは相当違つておるわけでございまして、私も、自動車のはうが三五であつて、工場等が六五だというふうなきめつけておるつもりは決してございせん。

ただ、一言申し上げますと、この辺の窒素酸化物の負荷量計算と申しますのは、エミッションファクター、つまり排出の係数というのが非常に微妙なところか、むずかしい問題がございまして、現在、私どものほうの中央公害対策審議会の自動車公害専門委員会におきまして、このNOXの負荷量につきましての発生源別のパーセンテージの検討を急いでおりまして、おそく、早ければ六月中旬くらいには一応の答えが出るのではなかろうか。その際、私もいままの中間的な段階で抱いておりましたところでは、工場と自動車の比が、四十二年に対してひっくり返るところまではいかないだろうけれども、しかし、ほぼ相拮抗する程度の数字には少なくともなっているのではなかろうかというふうには私どもとしては理解をいたしております。

○山口(鶴)委員 その点は、現在の自動車交通量の土に立って、やはり正確な状況をさらに究明するようにお願いしたいと思うのですが、いま一つの原因である炭化水素、これがエンジン部門や給油系統から燃料が漏れる、排気ガス中の炭化水素に比べると量は少ないが、それでも都内の全車両の給油系統から出る炭化水素は一日に十四トン、総排出量の百七トンの一割強だ、こういうふうには言っております。ところが、この蒸発防止装置は、アメリカへの輸出車にはすべて取り付けられているが、国内向けの自動車になると、新車にエンジン部の防止装置がついて、給油系統全体の防止装置は秋の新車から取りつけが義務化されている。だから、外国向けのほうはすでに装置をつけておるのに、国内車の場合は本年の秋からだ、しかも、中古車については野放しだという形になっておって、国内向けの車に対して防止装置がいつまでも放置されているところ、これはやはり問題があるんじゃないか、そういうところに炭化水素が非常にふえる原因があると言っておるわけでありまして、この点、直接は通産なり運輸省の関係だろうと思うのですが、こういうことではやはり問題じゃないかと思うのです。環境庁として

は、これについては当然一言あつてしかるべきじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○竹内説明員 お答え申し上げます。ただいまのお話、まことにございまして、私も思っております。率直に申し上げて、私どものほうでは、炭化水素類の規制につきまして、この三月二十九日付で、実は許容限度の改定強化を行ないまして、これが九月から施行されるわけでございます。当初、これは、運輸技術審議会の答申によりまして、四十八年度からやる予定のものを実は繰り上げて実施しようということにいたしましたわけでありまして、ただ、私どもの立場から申しますと、許容限度の問題につきまして、自動車のガソリンの成分、それから自動車のガソリンの燃焼によりまして出てまいります排出ガスの各種の汚染物質というものを、ある部分だけを一つ一つ克明にたたくというの、一つの方法でございます。すし、基本的な自動車の性能と申しますか、メカニズムの問題もあらうかと思ひますが、私どもとしては、いわゆるアメリカのマスキー法に対応するその数値というものをもう少し考慮したと申しますか、満ち得るようなものをひとつ積極的に——これを、許容限度の改定をもつて長期的な対策を立てたいということで現在急いでおるわけでございます。そう遠くない時期にこの許容限度の決定に至るのではないかと、ただ、一般的に申しますと、自動車の生産等につきましては、通産省あたりからの、あるいは業界からの話を聞きまして、大体リードタイムとして最低二年ぐらい、ないしはものによっては三年ぐらいの期間を要するといふふうになっておるわけですが、私どもとしては、昭和五十年の規制値でマスキー法並みの数値というものを期待しようとするならば、できるだけ早い機会にこの許容限度の強化というものに踏み切つてまいりたいと思つて努力しているところでございます。

○山口(鶴)委員 アメリカにおきましてもマスキー法の施行が問題になっているわけでございます。少なくともマスキー法が規定している許容限度にまで、やはりわが国においてもシビアな許容限度を設けていくということが必要ではないかと思ひます。最近、大石環境庁長官は、新全総について、環境庁には私ども大いに期待をいたしておるわけでありまして、この光化学スモッグ対策の一環としての炭化水素の規制の問題につきましても、すみやかな規制の実施を要請をしておきたいと思ひます。

これは地方行政委員会ですから、交通規制の問題についてお尋ねをしたいと思います。一昨年の公害国会におきまして道交法の一部改正が行なわれ、大気汚染防止法の一部改正が行なわれ、道交法の一部改正によりまして、公安委員会は「必要がある」と認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる」となっております。今度、オキシダント濃度は低いが、しかし、現に練馬の石神井南中学校で生徒が相当な被害を受けたという現実的な状況があるわけですね。したがって、この法律に従つて、東京都公安委員会は、都道府県知事から都知事だろうと思ひますが、都知事に対して資料の提供をすでに求めているわけでありませんか。その点はいかがですか。

○片岡政府委員 文書をもって求めてはおりませんけれども、公害局のほうに、早くその原因の究明をやつて、いかなる原因であるような事故が起こつていくか知らしてくれということは何回も申しております。ただ、それに対して、もうしばらく待つてくれ、原因がわからないというのが現状だと思ひます。

して要請をすることを考えになつておるようであります。(1)「光化学非常線」を張つて、マイカーの都心乗入れを禁止する(2)マイカーは車両番号偶数、奇数の交互走行を禁止する(3)大型トラックの都心乗入れ規制を強化拡大する(4)というのが直接規制案ですが、間接規制案としては、(1)都内の三五メートル未満の道路はすべて車の通行を禁止する(2)現在、日祝日しか実施されてない歩行者天国を平日化、また拡大する(3)車庫規制を二十三区と七市から全都に拡大する」ということをお考えになつておるようであります。これに対して、新聞の報道によれば、「机上プランだ」と警視庁は言つておる。警視庁の交通部長であります。机上プランにすぎないのじゃないか。都のほうは吹くだけ吹けばよいだろうが、こちらは現場として取縮まりに当たらなければならないのだからたいへんだ」と言つておるわけですね。そして、「問題なのは他県からの流入車両であつて、これは都知事がバイパスをつくらうとしないのが原因だ、都市構造を今すぐにでも改めるために、バイパスの建設などに着手すべきだ」と言つておるんです。私は、このことは問題があるのじゃないかと思ひます。それは確かに規制をするのですから、警視庁とすればたいへんなのは私はよくわかります。わかりませんが、同時に、大体、都知事がバイパスをつくらぬでなまけておるんじゃないかというふうなことを言つて、他に責任を転嫁するようなことは、やはり警視庁としても考え直していただかなければならないのじゃないか。ですから、都は都としてバイパスをつくり、その他によつて都内に車の乗り入れをできるだけ減らす努力を一方ですべきことは私は当然だろうと思ひますが、同時に、警視庁としては、一体どうしたら交通規制をうまくやることのできるかと、いふ点について、みずからの責任を果たすための努力というものを平生において十分にすべきが至当じゃないかと思ひます。けれども、この談話はそれとおりの出でるのかどうかは知りませんが、この談話どおりだとすれば、私は、問題じゃないかと思うのです。

この点交通局長さん、いかがですか。

○片岡政府委員　まだ、都のほうから警視庁のほうに正式に要請が出ておりませんので、いずれ正式に要請が出れば、警視庁はその要請を検討すると思います。ただ、それまでに新聞に都の考えている考え方が出ておりましたので、それについての記者の取材に対して答えたことが記事になっているのだと、このように思います。私ももととして考えておりますのは、今度の石神井南中学の問題は、因果関係がわかればそれに応じた手を至急に打っていきたいと思っておりますけれども、そのほうはまだそういう問題として診断がはっきりしないという悩みがございます。

それからもう一つ、それとは必ずしも直接因果関係がない提案が都から出てくるように私は受け取っております。都で考えておりますのは、新聞記事によりますと、都で考えておりますのは、むしろ、環状七号と荒川で囲む区域の中に入ってくる車、そこで動く車の量の制限をやりたいというのが基本的な考え方であるように思います。その考え方は私も私も賛成でございますし、私も自身も現在その方向でいろいろな施策を打っておりますわけでございます。ただ問題は、私も現在打っておりますのは、一つは駐車規制、これは車庫法、保管場所の確保に関する法律を含めまして駐車規制をきびしくする。それによって不要不急の車の流入を防ぐというのが一つ。それからもう一つは、バスの優先レーン、専用レーンを拡大して、公共大量輸送機関による通勤、通学輸送を強化することによって、マイカーによる通勤、通学を間接的に抑制していく。この二つの手段を昨年来逐次強化して、これで削減するのがむしろベターではないだろうか、直接規制よりも間接規制のほうがベターであるという、そういう判断に立って、いままでやってきております。しかし、直接規制についても、将来の問題としてはやはり検討を要する事項ではあるということと、それについてのメリットの面とデメリット、プラスの面とマイナスの面をいろいろな角度から

検討しているのが現状でございます。したがって、その点について、直ちに都から要請があつても、そのほうには実行がむずかしいのではなからうか、もう少しこれは検討を要する事項ではないだろうかという態度だと私は思います。

○山口（鶴）委員　一昨年の公害国会で成立いたしました大気汚染防止法によりまして、オキシダント濃度が○・一五PPM、これをこえた場合は自主的な制限、それから○・五PPMをこえた場合は道交法の規定による措置を要請できる、こういうことになっているわけですね。先ほどの御報告によれば、○・〇六PPMないし○・〇五PPM、高いところで○・〇八というような濃度のものがあつたそうでありまして、結局、いまのところは法律によつての自主的な規制ということでありまして、そういうことでただいまの答えは理解できます。

駐車場の規制をやるとか、あるいは優先レーン、専用レーン等によつて大量輸送をできるだけやしていくということ、自主的な規制を目ざらからやっておつたらどうかというのですが、ただ、問題は、優先レーン、専用レーンといつても、現実には東京都においては、非常に遅々として進んでおりません。私も、公共交通の面からもそのことを強く言っているのですが、現実にはなかなか進んでいないという状況であります。しかも、今度の場合、オキシダント濃度は、従来の光化学スモッグとパターンが違つて、という点もあるのだというが、オキシダント濃度はいまのところ低いところ、自主的な規制をやる段階だということとはよくわかりませんが、ただ問題は、そういうことをおつちやつていなければならないのですけれども、そのほかに、先ほど私があげたような、大体知事がバイパスをつくらぬか悪いのだとか何だとか言うというところは、いかかと思つております。やはり、自主規制をスムーズにするためにはどうだということ、東京都と東京都の公安委員会あるいは警視庁とが十分協力して、自主規制を十分にやるための手だてを考えるべきであり、

さらにまた、オキシダント濃度が非常に高まつたときの交通規制を具体的にどうするかということも、検討すべきであつて、いや大体知事のほうにまけておるからけしからぬと言ふ警察の姿勢は、これはひとつ考え直してもらわぬといふかぬと思うのですが、この点はいかがですか。

○片岡政府委員　私自身は、まさかそういうことを警視庁交通部長が言つたとは思ひませんけれども、警視庁交通部長の真意をかりに推測すれば、こういうことだと思ひます。東京の場合に、放射線道路の改良は相当進捗しておりますが、本来それと計画的にマッチすべき環状道路の建設ができておるのは事実でございます。だから、そういう意味で、環状道路がより早く完成して、たとえば環状八号なり湾岸道路というものが完成すれば、東京都心を通過していく車が通過しなくて環状八号でさばっていく、あるいは湾岸道路を通過して千葉のほうに流れていくというようになつて、それが交通の円滑なものであるいは公害防止のために役立つのではないかと。その面を、これは知事だけの問題じゃないと思ひますが、国あるいは都の行政としてももう少しやつてもらえないだろうかということ、そういうことを言つたのではなからうかと思ひます。したがつて、都と警視庁が何か対立した関係にあるようなことであつて、いいことではございませんし、連絡をよくして、公害防止なり、渋滞緩和なり、あるいは安全のために行政は進めていくべきものであると、そのように考えております。

○山口（鶴）委員　時間もありませんからこれで終りたいと思ひますけれども、当初、光化学スモッグの原因は、何か酸化窒素と炭化水素ではないかと、言われ、オキシダント濃度を測定して、○・一五PPMをこえた場合は自主規制、○・五PPMをこえた場合は交通規制もやるということになっているわけですが、最近の状況を見ると、当初予想した光化学スモッグの原因とどうも相当様相が違つて、したがつて、この点は環境庁にお願いをしたいと思ひますが、さらに都と協力

をいたしました。国としても全力をあげて光化学スモッグの原因を究明し、特に、新しいパターンが起つてくる状況においてのそれに即応した原因究明をひとつ早急にやつていただきたい。そこで、その点についてのお答えをいただきたいのが一つであります。

それから、第二の問題は、警視庁にお尋ねしたいと思ふのですけれども、とにかく、そういう形で、従来の違うパターンのものであらわれている。したがつて、○・一五PPM、○・五PPMという現在のものさしが一応ありますけれども、それだけではやはり被害を防止することができないという状況に十分着目をして、先ほどお答えをいただきましたが、違法駐車を取り締まり、あるいは優先レーン、専用レーンによる大量輸送の優先の原則を確立するという問題。これはことばではいふに聞いているわけですが、実効があつていないというのが現状だと思ふのです。大量輸送優先を打ち立てるといふならば、警察がもっと指導性を発揮して、東京都のみならず、大阪その他においても大量輸送優先の原則が実行されるように力を入れていただきたい。

それから、さらに、バイパスができなければいかぬのだとかつて他人の責任に転嫁するのではなく、いかにして都心の交通を少しでも減少せしめるかという点について、日ごろから十分な検討をやつていただいて、そして東京都と警視庁とがどうだこうだということでないに、それぞれ協力いたしまして、できるだけ好ましい方向を目指していく。そのための用意をいまからしていく。これから夏に向かえばさらに光化学スモッグの頻発することは予想されるわけでありまして、それだけに、協力をいたしまして、光化学スモッグ対策、自主規制をどうやるか、さらに交通規制をとるとすれば、一体どうするかというのを十分検討いただきたいと思ふのです。

その点に対する警察庁としてのお考えを承つておきたいと思ひます。

○竹内説明員 お答えいたします。

先ほど御報告いたしましたように、新しい型の大気汚染、都市型の汚染ではないかという疑いも多分に持たれておりますので、これまでのように、単にオキシダント濃度のみを指標に考えていくということがいいか悪い、あるいは別の指標を求めるべきではないかということを含めまして、目下都とも協力をいたしまして、私ども、一都三県と環境庁でお互いに協力し合って、東京湾沿岸地区の光化学反応についての汚染状況の解明調査を急いでおります。できるだけ早い機会に御期待に沿えるような方式あるいは施策というものを打ち出していくように努力してまいりたいと思っております。

○片岡政府委員 都側から、あるいはほかの府県におきましても、公害担当官庁からの要請のあるなしにかかわらず、通常の問題としての、都心部における自動車交通量の削減については実施してまいりたいと思っております。

それから、公害関係につきましては、できるだけ関係部局と連絡をよくして、正確なデータをもって、それに対応する適切な手段を今後とも検討を続けてまいりたいと思っております。

○大野委員長 和田一郎君。

○和田(一)委員 時間がありませんので、簡単にお聞きします。

石神井南中学校以外に、田無の第三中学校が、やはり二十八日ですか、被害を受けておりますが、それはどういふうぐあいになっておりますか。ちょっと報告していただきたい。

○竹内説明員 田無の市立中学校のケースも、石神井南中学校とはほぼ似たようなケースでございます。ただ、客観的条件の差と申しますのは、新青梅街道に石神井南中学校よりも地理的に非常に接近しておるといふ点。その点を除きますと、石神井南中学校とはほぼ同じ状況。先ほど申しましたオキシダント濃度の低濃度の点、気象上の問題、あるいは汚染が非常に局地的であるという点、そういうような様相については、すべてこれまでの

光化学反応についての問題点とは違っているというところにはやはり特徴があるというふうに理解をいたしております。

○和田(一)委員 また、きのうですか、大阪の堺、それから藤井寺、こういうところでもやはり学校の子供たちが被害を受けておるといふことですが、そのほうは一体どうなんですか。やはり東京の石神井と同じような状況であるかどうか。

○竹内説明員 大阪と栃木の件につきましては、私ども、そういう、ありましたという報告だけしかまだ受けておりません。具体的なデータ等については、それぞれの府県からの到着を待っております。次第でございますので、お答えを控えさせていただきます。

○和田(一)委員 それで、石神井南中学校の場合には、付近の住民の方々も被害を受けている。いままでいろいろなところでこういう事件がありましたけれども、やはり、学校だけじゃなくて、全体が受けているわけですよ。学校が一番発見しやすいということだと思っておりますけれども……この関連性、ある新聞を見ましたら、ヘリコプターからとった写真が出ていて、いろいろな主要街道の、ものすごくマイカーの通ったあとに、道路沿いの上にガスがたまっているという状況が載っていました。これは完全に犯人は自動車だと思っておりますけれども、その点はどうですか、環境庁としては。

○竹内説明員 お答えいたします。ゴールデンウィークのときに、初日に、自動車の排気ガスが、ヘリコプターからとりました写真でははっきりと出ておったというところは私どもも確認をいたしております。ただ、光化学反応それ自体は、排気ガスの炭化水素だけで起こるものでもございませんで、したがって、そのみを押えればということにはならないと思っております。しかし、それも重要な要因の一つでございますので、自動車の排出ガスそのものを押えることが光化学反応に対する対策の一番重要な問題点であるという点については変わりないと思っております。

○和田(一)委員 今度は、警察庁と環境庁の両方にお聞きしたいと思うのでございます。もはや自動車の大気汚染を規制する時期にきているんじゃないか。オキシダント濃度が〇・五PPM以上の場合には警戒警報が出るわけですね。しかし、現実に〇・五PPM以下でもそういう被害がある。それは光化学スモッグであるかどうかはわからないとおっしゃっておりますけれども、いずれにしても、これは大気汚染から起こった被害には違いないと思っております。ですから、もはやこれは規制の時点に達しているのではないかと。どうも対策が後手後手になっているのじゃないか。そして、これからのと被害が出て、大騒ぎするのじゃないか、そういう気がするのでございます。その点、どうでしょう。

○竹内説明員 お答えいたします。

光化学反応によります大気汚染の被害と申しますのは、先ほどちょっと御紹介いたしましたように、昭和四十五年の立正高校以来叫ばれてきた問題でございます。私どももその解明について努力をいたしておるわけでございます。ただ、今回の被害の実態を見ましても、特徴の一つとして私が申し上げましたように、かなり局地であるという点に、これまでの大気汚染の中でも、光化学スモッグ被害というパターンの中で取り上げてはかえって間違いないだろうかという非常に不安感も一つあるわけでございまして、そのために、かえってその先入観にとらわれて、本来の汚染状態の解明がおくれているというところもございましておるわけであります。

しかし、いずれにいたしましても、いま先生御指摘のように、確かに、公害問題全般といたしまして後手になっておるといふのは一般的な事実でございます。私ども、後手というよりも、できる限り先取りをするという方向でこれらの問題に取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、ただ、学問的にもいろいろなデータというものが十分整っておりませんので、いまのところ、その点の実績あるいは各種のデータといった

ものの解明を急ぐ。迂遠なようでも、基本的にものこを解決する上でそれが一番大切なことではないだろうかという判断で、私ども環境庁といたしましては、まずその点に重点を置く。個々の現象面につきましては、各種の監視測定その他、都道府県知事に権限をおろしましてお願いをしておるところでございます。私ども、一都三県だけでなく、全国の主要な府県と光化学スモッグ連絡会議というものもちょっと開きまして、お互いの情報交換をしながら、おしかりを受けました後手になるという問題について、少しでも、後手がせめて同時くらいになるように、あるいは、その次の段階では、一歩先んじられるようにという努力だけは続けてまいりたい、かように考えております。

○片岡政府委員 先ほど申し上げましたように、あるいは環境庁からお話がありましたように、その正確な原因の究明が、一日も早くなされることを私どもは期待しておりますが、原因の究明ができ、因果関係が明確になれば、一番適切な手が打てるかと私は思っております。原因が不明確なときに打つ手というのは、それは有効適切な手が打てるかどうか、その辺に非常な問題があるのではないかと思います。たとえば、例の牛込柳町の、酸化炭素の問題あるいは鉛の問題のときには、因果関係が相当明確でございました。したがって、あそこで交通規制の適切な手が打てた。信号機を増設した、あるいは右折禁止をしたというところで、その後、柳町自身についてはその問題が解決されていっているというように、その因果関係の一日も早く明確になることを私どもは期待しております。ただ、しかし、そうかといって何もしなくてもおこなうことになると、やはり行政的に問題があらうと思っております。そこで、車の削減を一番妥当な方法で強力にやっていくというところは続けてまいりたい。そのように考えております。

○和田(一)委員 時間がありませんので、一つ環境庁にお聞きしますけれども、その究明はできる

のですか。いままではどうもやややになつて終つたというのが何だかんだとあるような気がするのです。新聞の報道なんか見ましても、人体実験の方は元気がつたつである……。この事件は、原因究明ができるのですか。

○竹内説明員 たいへんむずかしい質問でございまして、できる、できないというのを私どもの行政の立場で判断できることではこれはございせん。あくまでも科学者の立場で、問題の科学的な解明ということになろうと思ひます。そのためには、この問題に關して、少なくともわが國で權威と言われている方、あるいはその面について実績のあがつておられる方をあらゆる角度から網羅して御参加をいただいて、解明に努力をしておるところでございします。私どもとしては、最善の努力をいたしますというのを申し上げておきたいと思ひます。

○和田(一)委員 終ります。

○大野委員長 林百郎君。

○林(百)委員 時間がありませんで、五分だそうですから、環境庁へ三問だけお尋ねしたいと思ひます。

先ほどの説明を聞いておりましたが、結局、このたびの光化学スモッグの公害は、オキシダントの濃度が低い場合にも起こるといふ新しいタイプの光化学スモッグの公害なのか。要するに、従来の光化学スモッグの範疇に入るけれども、しかし、いろいろ検討した結果、オキシダントの濃度が低くても起きるのだというもののなか、あるいは光化学スモッグ以外の新しいタイプの公害だといふのか。その辺のところをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○竹内説明員 その辺の結論を出すことがまだできませんので、いまのところ、解明について、東京都あるいは環境庁も、それぞれ一緒にになりまして、そのいずれの形なのか鳩首検討をいたしたいとおるという状態でございます。

○林(百)委員 そうすると、環境庁の回答いかんによつては車の規制というふうなことに影響を

きますので、では、この公害が、車から出る炭化水素あるいは酸化窒素というものの結合によるもの、要するに自動車の排気ガスと因果関係のある公害であるということは認められるのですか。それまでも新しく検討しなければならぬということになるのですか。

○竹内説明員 自動車の排出ガスが、これらの都市型の特長な、と申しますか、あるいは従前の光化学スモッグの主因であるということについては間違ひございせん。ただ、私どもがそのみだといふことが言い切れるかどうかについては、若干問題が残るのではないかと思ひております。つまり、少なくとも、自動車の排出ガスが炭化水素類を都市型の汚染物質として排出している、それが公害の発生源の大部分であるということは事実でございします。問題は、窒素酸化物については、依然として、工場、発電所等から出ます窒素酸化物の寄与率も決して無視はできない。そういうところ、ただ単に、自動車の排出ガスという問題を押さえることも必要であるけれども、それだけで事が終わるというふうには私どもは考えておりませんので、そういう意味で申し上げておるわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、自動車の排気ガスだけでこれが阻止できるかどうかということについては問題があるにしても、自動車の排気ガスが、この新しいタイプの光化学スモッグの公害に重大な因果関係を持っている。したがつて、自動車の規制も、この新しい形の光化学スモッグを阻止するための重要な一つの手段であることは環境庁も認められるわけですね。

○竹内説明員 その点はおっしゃるとおりだと思います。

○林(百)委員 もう一つだけ。この新聞で見ますと、せっかく環境庁でスモッグチェンバーを用意したけれども、技術者がいなくてまだこれが発動できないんだ、六月にならなければ発動できないんだ、六月になって発動できれば、神奈川、千葉、そのほか近県までずっと光

化学スモッグの状況を調査できるんだといふのが、それはどういふわけなんですか。スモッグチェンバーだけは準備したけれども、技術者が準備できないのですか。役所の仕事としては何だか手ばかりのような感を抱くのです。われわれ、ちよつと理解できないのですけれどもね。

○竹内説明員 お答え申し上げます。

私もものほうにも、技術者といふのは、いろいろなタイプの技官を十分そろえているわけでございます。したがつて、従前の個々の測定機器についての技術者は、現に私どもも十分用意しておりますし、それなりに動いております。ただ、スモッグチェンバーと解析車と、二つがワンセットになつて動くわけでございます。その場合に、移動実験室的なものでございまして、これには紫外線を照射するわけでございます。したがつて、照射に關しましては、実は放射線等の技術者の、一つの認定資格を要するわけでございます。その点か、一つ、それからもう一つは、チェンバー・解析車と申しますのは、率直に申しまして世界で初めての試みでございします。したがつて、これは非常に微妙なむずかしい構成をとっておりますので、一つ一つの機械についての技術者が、これらをデタラシた形のもので運用するというようなテクニクにつきましては、ものができません。では、実は、その練習をすべきもの、あるいは準備をすべきものができなくてございします。どうして、ものができないわけでございます。その運用で技術者がオペレーティングに習熟せざるを得ない。こういうことから、私どもとしては、そのでき上がったところで、これを試運転しながら、技術者がこの運用になれるように、そしてまた、いつまでたつても結論が出ないでは困りますので、これらの解析車なりチェンバー車の結果の総合判定がすみやかにできるように訓練を積ましておるというところで、今週中にはその訓練を終るといふ状態になつておるわけでございます。

○林(百)委員 まあ、私たちの考えから言へば、先ほど、手ばかりがあつたとか、後手後手だとい

うような話もありましたけれども、光化学スモッグの公害が発生しているのは昨年来なんで、ことしもこういう重大な段階に——ことしはまた、昨年の光化学スモッグよりも質的には——そうわれわれに恐怖を与えるような事態が起きているのに、スモッグチェンバーの測定車だけでは足りたけれども、それに乗つて大気汚染を測定する技術者は目下訓練中だなどというところは非常に手ばかりだと思ひます。至急これは訓練して、技術者を身につけて、早急に東京周辺の近県にまで出動できるようにしなければいけないと思ひます。責任を持った国会の答弁として、いつからこれは発動できるのですか。ここでは、つきり言つていただきたいと思います。

○竹内説明員 技術者の総合研修が今週中に終わりますので、私どもとしては、来週から予定のスケジュールに従つた解析実験に当たりたいと思ひます。

○林(百)委員 時間ですから、ちよつと警察庁にだけ聞かしていただきたいと思ひます。環境庁の方は、どうですか。

各委員ももう質問はしてあるのですけれども、御承知のとおり、東京では車の量を三段階で規制する。前日の予報、それから当日の予報で注意報と警報を発する。第三段階では、重大緊急警報を発して、ほとんどの車の走行を停止するというような緊急の段階まで来ておる。この三段階規制をとつて思い切つた措置をしなければ、今日発生しておる光化学スモッグの公害に対処できないだらうといふことで、都としては、そういう考えを発表したわけですね。新しい型のオキシダントのP.M.は昨年のものに比較して非常に低くても、そういう新しいタイプの光化学スモッグの公害、この新しいタイプの公害等にも、いずれにしても自動車の排気ガスと因果関係があるのだといふことは環境庁もはっきり言つておるわけですが、警察としては、それに対しては別に反論をするほどの權威もないと思ひます。それですけれども、ただ、都の車の量の三段階規制、そしてロードンラ

インを引いて、それへの進入を禁止するというような措置に対して、監視庁としては、どうもそのまま受け入れられない、手直しを要請せざるを得ないのだというところも新聞に出ているわけですが、その辺の關係はどういうことになっているのでしょうか。もう少し詳しく説明していただきたい。

○片岡政府委員 実は、まだ、正式に都から監視庁に対して要請も話し合いもございません。新聞に先に出ているのが現状でございます。したがって、要請のあるのを待つて検討しようという体制ではございますけれども、しかし、新聞に出ております案については、それなりに検討を加えているのが現状だと思っております。

先ほど申し上げましたように、間接的な規制は従来から私もやっておりまして、それについては異論がございません。だから、間接的な規制を十分やって、都心部における自動車の量的制限をやっていくというところにつきましては問題ございません。ただ、新聞紙上で見ますその直接規制の案については、これはまだ非常に問題が多い。したがって、これについては慎重に検討を続ける以外にはないのではなからうかというような判断に現時点では立っております。

○林(百)委員 ちょっと専門的なことをお聞きしますが、われわれもこの際聞いておきたいのですが、一体、東京では一日にどのくらいの量の車が走っているのか。そして、もしかりに、都で考えているように前日予報を發してマイカーをストップすると、どのくらいの台数の車がストップになるのか。それから、第二段階の、当日予報、注意報で警報を發して、A、環七から荒川、B、府中街道、この発令中というところで、これを停止したとすれば、どのくらいの車の量が停止になるのか。その辺はどういう数字になりますか。

○片岡政府委員 いま手元に資料がございませんので、正確な回答にならないかと思えますけれども、現在、東京都で車の保有台数は約二百二十万ばかりでございます。それから、一番ピーク時の、

たとえばいまの瞬間に現に走っている車。これが日によって違いますが、大体三十万ないし四十万くらいの数値のように聞いております。それから、午前七時から午前九時のラッシュ時間帯に環七の線の中へ入ってくる乗用車の数が、大体六万台くらいではなからうかという数値があるように聞いております。

○林(百)委員 そうすると、前日予報で、マイカーのコードラインへの乗り入れをひとつやめてもらいたいと言え、六万台は規制できる。そこで、緊急時の第二段階の規制だと、どのくらいのものが規制されることになるわけですか。

○片岡政府委員 それも正確な数値はわかりませんが、十万台くらいになるんじゃないかと考えています。

○林(百)委員 新聞の報道しか私たちが読んでおりませんが、アメリカのニューヨークあたりの例を見ましても、光化学スモッグの規制については、やはり自動車の規制を中心に置いておるようですが、それが、規制のしかたによってはかえって混乱を来たすようなことがあって、その面でもまた一種の市民への迷惑が発生するといふようなことが出てくるということも新聞に出ていっているわけなんです。そう単純に規制もいらないと思いますが、先ほどの課長さんの答弁で、都のほうの案と監視庁の考へとの間に多少問題があるということを言われましたので、その問題の内容というのは、具体的にどういふことなんでしょうか。

○片岡政府委員 問題の内容は、間接規制と直接規制と二つの考へ方を都のほうの案では持つておるようでございます。その間接規制は、具体的に申しますと、たとえば駐車規制をきびしくしていくとか、あるいはバスの優先レーンとか専用レーンを多くしていくとか、そういうことによつて、不急不用の車が都心部へ入ってこないようなことを間接的につくっていく。これが一番抵抗が少なく、また妥当性のあるやり方だと私も思っております。それは現に私もやっておりますし、それを強化していくのは賛成である。それはいい

と思います。

ただ、問題は直接規制です。非常線を張りまして、その中へマイカーを入れないという直接規制は、いろいろな波及効果を考えた場合に、マイナス面が非常に多いんじゃないか、そういう手段をとらなくても、間接規制を徹底してやれば同じ効果があがるのに、マイナスの効果が相当予想される手段をあえてとらなくていいんじゃないだろうかということ、その辺が一番の論点のように思います。

○林(百)委員 こういうふうに都で考へているような車の量の三段階規制、あるいは間接規制、直接規制等の技術的な方法によつて、若干交通の混乱を来たす場合もあると思いますが、それは最善の英知を監視庁としては發揮して考へていただくと同時に、車の多少の混乱よりやはり人命のほうが大切でございますので、とにかく人命に被害を与えないということを大前提にして、その中で車の規制をどのように懸念にするかということと、その監視庁としても検討して、都とお互いに協力し合ひながら、いたいけな子供たちに与えている光化学スモッグ、あるいは新しいタイプの公害がもしも発生しますが、この公害を防止するように努力していただきたい。こういうふうに希望して、私の質問を終わります。

○大野委員長 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。綿貫民輔君。

○綿貫委員 私は、自由民主党を代表いたしました。今提案されました風俗営業取締法の一部改正法案について質問をいたしたいと思います。この法案が提案をされております諸現象並びにこれが提案された理由をいろいろと考察いたしてみますに、現代の日本のものもろの現象に対する行政の対応策というものが国民から非常に不信を買っております。それと同じような形で今回のこ

の法案も考えられがちだと私は思うのであります。それは、言うなれば、すべて現象が起きたあとで、いわゆるこう業ばりの対症療法として法律をつくる。法律さえつくればあとは何とかなんだからという考へ方が基本にあるのではないかとと思うのであります。

ただいま光化学スモッグの問題が論議の的になっておりましたけれども、このモーターの取り締まりということも、考へてみれば同じ範疇に入るのはないかと思ひます。それは、今日の日本における車社会に対する抜本的な施策というものは何も考へられていない。また、いろいろの多省にわたる所管でありながら、都合のいいことはお互いの省が取り合ひ、都合の悪いことは一省に押しつけようとする今日の縦割り行政の欠陥というものがあるやもすると思ひます。したがって、この問題も、そういう点からメスを入れないと抜本的な解決にはならないと存じます。そういう観点に立ちまして、今後の日本の行政、日本の立法府といふもののあり方に抜本的な再考を促す問題の一つでもあるといふふうに私は考へております。

そこで、最初に申し上げたいのは、今日モーターもほとんどふえておりますが、これはやはり需要と供給の原則があるからだと考へるのであります。やはり、需要があるから供給がふえるのであります。そういう点で、モーターというものの名前が、今日、日本では連れ込み宿と同様になっておりますけれども、アメリカなどに行きますと、これは、自動車で旅行するための非常に便利なホテルということだと思ふのであります。また、一方、共產主義の諸国においては、自動車の普及がそれほどありませんから、モーターなんというものはございません。

そこで、諸外国においてこういう日本的なモーターというものがはたしてあるのか。どういふことになつておるのか。その実情をちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○本庄政府委員 諸外国において日本的モーターがあるかというお尋ねでございますが、御案内の

ように、モーターというものは、モーターホテルというものでございますが、アメリカで最初にできたものであります。健全な自動車旅行者が泊まる宿屋といったことであらうかと思いますが、日本にはそういう意味の健全なるモーターがなく、いわゆる日本式モーターが御案内のようにたくさんあるわけでございます。では、しからば、アメリカと日本以外はどうかということにつきましては、実は残念ながら、詳細な資料がないわけでございますが、私たちが調べた範囲におきましては、そういった意味で特殊なモーターというものは諸外国にはないように承知いたしております。

○綿貫委員 私は、この日本のモーター、つまりワンルーム・ワンガレージのモーターについて、こそそやろやろというふうな、何か日本的な陰湿さを感じるわけでございます。

そこで、現在の日本の風俗取り締まりという問題について、ボルノや文学の取り締まりの問題もございまして、さらに、今日映倫のあり方についてもいろいろと議論を呼んでおります。しかし、またにはいかばかりの雑誌が公然と販売をされておる。こういうような中途はんばな風俗の取り締まりのバックグラウンドの中において、このモーターだけを取り上げて、ここに焦点を絞って、何か、これさえ取り締まれば日本の国は非常に秩序の正しい清潔な国になるのだというふうな錯覚をして、いるような感を受けるのであります。私は、むしろ、今日世界の中でフリーセックスというものは、フリーであるがためにかえってこそこの日本の陰湿さというものがあまりなく、堂々とはいえませんが、非常に明るい感覚で受け取られておるんじゃないかと思うのであります。日本の風俗の取り締まりというものの、これについてどういうふうにお考えでしょうか。これはおそろく、明治憲法制定以来の風俗取り締まりの法律がそのまゝ積み重なって今日来ておると思うのですが、今日の世界の情勢あるいは日本の現状というものの、一つ、特にセックスを中心とした風俗取り締まりというものの、

いてどういうふうにお考えであるか。お聞かせ願いたいと思うのです。

○後藤田政府委員 風俗の取り締まりの基本方針はどうだということ、一つの御意見を明示しなされたように思います。私は、今日の性の解放という世界的風潮はやはり認めざるを得ない、これに逆行するようなことはやはり問題があるだろうと思う。したがって、世界的風潮というバックグラウンドは二応認しながらも、しかしながら、わが国の状況はどうかというならば、これはやはり国によって歴史的、社会的背景が違ふ。一般論としては、性の解放という問題を十分認識しなければならぬけれども、それはその国々の歴史的、社会的な背景というものを同時に頭に置いておかないといけないのではないかと。そこで、今日のわが国の状況を見ますと、フリーセックスの名のもとに、あるいはその他の表現等の問題もありまして、いろいろな名のもとに、現実には商業主義の弊害というものが非常に強く流れておりはしないか。それによって非常に――ああいふ場面に出てくる人自身の人権、これは一体どうなっておるんだ、また同時に、それが、一般の青少年に与えておる影響はどうなんだというふうなことを考えますと、やはり、そこに、おのずからなる一線を画さなければならぬ。人前で堂々とやっていいこととそうでないことは当然あるのじゃないか。こういうような気持ちで、その線の引き方は具体的にどうだとおっしゃると、私どもの立場としては、判例を基礎にして、すべて法解釈の運用に当たっていくんだということを申し上げる以外にない。抽象的な答弁でございますが、かようなことでございます。

○綿貫委員 冒頭にも申し上げましたが、日本は自由主義というものを規定した憲法に守られて、法治国として成り立っているわけでございますけれども、法律に書いてないことは何でもやってもいいということにもなりますし、逆に言いますと、法律で取り締まればそれができないということにもなるわけでございますが、私は、日本の現在の

ちまたにおけるものもろの出版あるいはその他の現象を見ても、この取り締まりというものは、憲法上おそろくそうきつてはできないのだからと思ひます。そういう点である程度野放し、半野放し、中途はんばだと私は思ひます。そういう状態で、今度はモーターが悪いのだというふうなことに結びつけていくということは非常に片手落ちでございまして、風俗というものを、ただいま長官が言われましたように、ほんとうに規律というものを中心に正しくしたいというのであれば、もつと取り締まるという方法も私はあると思ひます。あるいは立法の措置もあると思ひます。それをなおざりにしまして、二応なまはんかな対策をして、今度は所を変えてモーターの取り締まりだけにいくということは、何か非常にちぐはぐな感じを受けるわけであります。それで申し上げたわけであります。これは非常に問題のあるところでございます。今後の日本のいゝわゆる社会教育問題を含めまして、重要な問題だと考えておるわけでございます。

そこで、このモーターというものは、この法律を讀んでおる限り、あまりいいところじゃない。要するに、メリットというものはないのだというふうな意味から出発しておるように思ひますが、正しい使い方をすれば、つまり、使う人によっては、先ほど言ったような、アメリカの旅行者が健全な住宅政策の中において、非常なメリットもあると私は思ひます。そういう点で、これをほんとうに風俗問題を中心としてお考えになっておるのか、あるいは、犯罪防止ということを中心としてお考えになっておるのか、その辺の見解をひとつ伺いたいと思ひます。

○本庄政府委員 率直に申しまして、両方の要素が入っております。立法の由来から申しますと、四、五年前に比べて、約五倍程度いゝわゆるモーターが急激に増加しております。そして、このモーターが増加するに伴ひまして、いゝわゆる地域住民、地域社会の方々から、正常な環境を阻害するものとして、モーター建設反対というふうな、い

わゆる反対運動があらちこちらに起こっております。また、それが住民の声として結果されて、すでに幾つかの市あるいは町におきまして、条例によってモーターを規制していく。この規制の方法は幾つかあるようでございますが、そういう条例ができてきておる。そういう世論の声というものが非常に強くなつてきておる。この世論というものは、むずかしい理屈よりも、むしろ、いゝわゆるモーターがあらちこちらにできることによって、その地域の周辺の正常な環境が害される、風俗的にいゝわゆる善良な環境が維持できない、青少年に対して悪い影響を与えておるといった、素朴な住民感情といひますか、そういう声がだんだん大きくなつてきておるわけでございまして、そういった状況を踏まえて、何らかの措置が必要ではなからうかと、いゝわゆる考えた次第でございます。その間、当衆議院あるいは参議院に対する諸願もございしたけれども、それ以外にも各種の諸願、陳情がたくさん出ておるわけでございまして、片や、数が少なかつたモーターがふえるに従ひまして、犯罪もかなりふえてきておる。これはモーターの絶対数がふえることによって犯罪の絶対数もふえておるといふわけではなくして、一般の旅館と比較いたしまして、相対比におきましてふえてきておるといふこと、これが実は四十六年の資料でようやくはつきりしてきておるわけであります。最初考えましたときは、先ほど申しましたようなことが主たる要因でございしたけれども、その後、いま申しましたような犯罪的な要素もつけ加わつてきておる。そういう二つのもの、発想としては前者が強いのでございますが、それに後者がつけ加わつてきておる。そういう二つのミックスした感じ。しかし、どちらかといへば、主としてやはりそういう風俗的な要素というのが要点であらうかと思ひます。

○綿貫委員 風俗を阻害するといふような世論が高まつてこの立法に結びつたものだと思ひますけれども、犯罪というものがやはりこの中から発生しておるといふいろいろのデータもいた

いておりますから、警察としては、こういうことがわかっておりながら、もしもそういう世論が起これなければ立法しないというようなことは、私は、非常にあと取りだと思ふのです。むしろ犯罪の温床になっておるのです。しかも、風俗を害するといふような点も考えられるならば、この際むしろさらに進んで立法を積極的にやるべき種類のものではあつたかといふふうにも考えるわけでございまして、ただいま御説明のありました点については、両方だと思ひます。そういうふうには私はいま考えたわけでございます。

そこで、モーターは旅館の一種ですね。法律的には旅館業法で規定されるものであつて、厚生省の所管だと思ふのでありますが、すでに、昭和三十三年、四十五年の旅館業法の改正で規制を行なつております。今回も旅館業法の抜本改正で措置できなかったのかどうか。さきの第六十五国会で、風俗営業法による規制をすべきだとの請願も採択されておりますが、これはあくまでもなまぬるい厚生省のあり方に問題があつたのではないかと思ふのでありますが、これについてはいかがでしょう。

○本庄政府委員 モーターが旅館であるということとは、これはそのとおりでございます。したがうして、旅館業法によりまして幾つかの規制を受けておるわけでございます。御案内のように、旅館業法は、保健衛生といったような観点から主として規制をされております。もちろん、風俗的な規制という要素も一部にはあるわけであります。しかしながら、その風俗的な規制というものにつきましては一つの限界があるように見られるわけでございまして、このモーターというものは、旅館業であることは間違いないのでございますが、旅館といたしましても、先ほどから申しておりますような特殊な要素を持った、いわば特殊旅館ともいうべきものであらうと思ひます。それで、御案内のように、たとえばトルコぶろというのがございます。これが浴場であることはまぎれもない事実でございます。したがうして、公衆浴場法

の規制の適用を受けるわけでございますが、しかしながら、これも風俗的にきつめて特異な浴場である。そういう観点から、公衆浴場法を離れまして、風俗営業等取締法の中で、特殊なものとして、風俗的な規制をいたしております。あるいは、さかのぼりますれば、いわゆる深夜飲食店につきましても、これも特殊なものとして、風俗営業等取締法の中で、風俗面についての規制をしておる。そういう一連の考え方、前例というふうなものにならうと思ひまして、この特殊旅館ともいふべきモーターを風俗営業等取締法の中で規制をいたすといふことにいたしました次第でございます。

○總務委員 今度は角度を変えてお尋ねしたいと思ひます。私の地元富山県の滑川市などでは、地方公共団体の条例によりまして自主的に規制しておるのではありませんが、こうした公共団体の建築規制条例の実態と今度の法案の関連ということについてはどういふふうにお考えでしょうか。お伺いしたいと思ひます。

○本庄政府委員 先ほど申しました市あるいは町の条例による規制につきましては、幾つかあるようでございます。営業についての規制を主たる要素としてゐるもの、それから、建築といふ要素といたしまして、そういうことについての規制を主たる内容としてゐるもの、その他まだほかにもあるようでございます。今度のこの法律ができましたら、この法律に基づく条例ができた場合には、両方併存し得るものと、それから、この法律に基づく条例の中に事実上吸収されるものと、いろいろあると思ひますが、私、いまのところ、滑川市の条例の中身を正確に存じておりませんので、その滑川市の問題でございしたら、後刻資料を拝見いたしまして正確な答えをいたすようにいたします。

ますと、ほとんどが環境保全に伴う旅館建築の規制といふことでやっておりますわけですね。したがうして、厚生省の旅館業法、それから建設省の都市計画法あるいは建築基準法、それから警察庁の風俗営業法、いろいろと相関的な関係があると思ひわけなんです。それと各市町村の自主的な規制条例といふもの、こういう一連の関係をどういふふうで理解したいのかといふことで私はお尋ねをしておるわけですね。——わからないですか。環境保全といふような名目で建築の内容に立ち至つて条例をつくつておる。そういうことなんです。

○本庄政府委員 法律的な論議といふふうで理解いたしました。先ほど申しましたように、個々の内容によりまして、新しい法律に吸収される場合もありまして、両方とも併存する場合もあると思ひますが、そういう法律論議ではなくして、いわゆる実態論議といふことになつて、いろいろな見方ができると思ひます。市町村がそういった環境保全に関する条例をつくつた。これは、その当該市町村としては、その土地の実態によつてたいへん強い必要性を感じておる。したがうて、市町村としては、本来国が手当てをしてくれるべきものであるにもかかわらず、国が手当てをしないうちに、待てずにつくつたという気持ちのところもあると思ひます。御案内のように、法律といふものは、全国的な状況を見まして、総合的な判断でタイムリーに作成するといふことになつておりますので、そういう時期をなるべく早くつかまえて立法すべきであらうかと思ひますが、必ずしもそういうふうにはいかない場合もございします。先ほど申しましたように、すでに、滑川市だけじゃなく、全国で三十八の市町村条例ができておるようでございます。まさに、そういう条例を踏まえて、全国的な法律で規制をすべきタイミングではなからうかといふふうで考えております。

○總務委員 先ほどトルコぶろのお話がございましたが、最近ではレンタルームという、ソファアを備えて休憩に利用させるものや、家族ぶろとい

い、自動車で遠出をしてぶろを浴びて帰るものもできておるのがありますが、これは改正案の対象となりますか。

○本庄政府委員 家族ぶろ、レンタルーム、いろいろ新しい名称の、そういう風俗に関連する施設が次々出てまいりますので、単に名称だけで直ちにモーターに該当するかしないかといふのはちょっと判断しにくいのですが、やはり法律でございまして、今度御審議をお願いいたしておりますモーター営業の定義に当てはまるものは、名称のいかんを問はず、つまり、家族ぶろと言おうと、何と言おうと、この法律の適用を受けるというわけでございしますが、いま先生が頭の中で考えておられると思ひます家族ぶろ及びレンタルームは、おそらく適用を受けない種類のものではなからうか、かように存じております。

○總務委員 これは頭の中で考えたんじゃないしに、そういうものが現実にあるといふことでからお聞きしたわけでありまして。

ここで突っ込んで考えますと、旅館業法における許可と、この風俗営業法によるところの地域規制というものは、全く別個の規制だと思ふのでありますが、条例に規制された地域にでも旅館業の許可が与えられるといふのでは矛盾を持つてゐるのじゃないかと思ひますが、これはいかがでしょう。

○本庄政府委員 いま仰せのように、旅館業法の許可と、それから今回のこの風俗営業法に基づく地域規制とは全く別個のものでございしますから、両者並列して、抵触することはない。かように考えております。

○總務委員 それは抵触しないのですか。全然別個ですけれどもね。旅館業法にいう許可をした場合に、地域規制というのはどういうふうになるのですか。

○本庄政府委員 旅館は旅館業法の許可要件に基づきまして許可をするわけでございます。モーターのほうは、この法律にありまふような条件で、都道府県の条例で地域規制をやるということでご

ざいますから、地域規制を受けた地域、つまり、地域規制の対象になっておる地域に一般の旅館が旅館業の許可を受けて営業することは当然のこととでございます。しかし、それが旅館業の許可を受けても、この法律の定義に該当するモーテルである場合には、この法律違反にならうと思ひます。

○綿貫委員 この法案の最大の特徴は、廃止命令を持つてゐることだと思ひます。わが国の法律におきましては、適及効果、つまり、すでにあるものには適用がないのが普通でございますが、今回は一年間の期間を置いて廃止命令が出せるといふきびしいものになっております。公安委員会が廃止命令を出しても、旅館業法として適法に許可が存続するという矛盾があるのじゃないかと思ひますが、これはどうでしょう。

○本庄政府委員 この法律が意図しておりますのは、旅館業自体の制限ではございません。旅館のうちの特殊な施設であるモーテル営業だけを対象にしておるわけでございます。したがって、これが公安委員会が廃止命令を出しても、これがモーテル営業の定義に合致しない通常の旅館としての営業をすることは可能なのでございます。したがって、その旅館業の許可そのものには直接影響はないということにならうと思ひます。

○綿貫委員 今回の規制は車との関係ということに重点を置いてつくられておりますけれども、本来のモーテルの構造や設備のほかに、善良な風俗に反するものとして、室内のいろいろの施設があると思ひます。ブルーフィルムや、あるいはテープ、あるいは回転ベッド、ローリングベッドなど、社会の常識に反するようなものが設置されておりますけれども、これに対する規制というものはどうしてもできないのですか。あるいは抜かしたのですか。その辺をお伺いしたいと思ひます。

○本庄政府委員 モーテルの設備といたしまして、中にいろいろな、いま御指摘のような、あまり芳しくないと思われる設備があるのは事実でございます。この点につきましても、いろいろな角度から検討はいたしました。これは実は余分なこととでございますが、モーテルだけでなしに、ほとぼつはかのところにも出てきておるようでございますが、それはともかくといたしまして、内部の施設につきましても、旅館業法において、善良な風俗保持上の見地から構造設備の規制ができるということが明記されております。もし必要があれば、旅館業法で規制することが適当ではなからうかというふうな考へておる次第でございます。

○綿貫委員 先ほども申し上げましたが、何か、へびのなま殺しというふうな感じがするわけでありま。やはり先ほどの御答弁の中で、犯罪が風俗問題かと私が言いましたところが、風俗の問題がしつて言へば主力だというお話でございましたが、風俗ということを中心にして考えますと、いま言いましたような社会常識に反するものを、おれ役所は知らないんだ、ほかの役所でこれはやってもええはいんだというのでは、やはり何か責任回避というふうな感じが非常に強く受けるわけでありま。そういう点で、今回これがむしろ対象から取りはずされたというところに、今回の法律の提案の精神が、ほんとうに強く風俗や犯罪取り締まりのための提案であるのか、こういう現象があるから、まあ法律だけ一べんつくっておけというふうな考え方ではないかと思ひます。非常に疑問視せざるを得ないような感じが強く受けるわけでありま。そういう点で、室内のいろいろな社会常識に反するような問題については、厚生省の旅館業法の対象というふうな御答弁であれば、さらに詰めて御協議をなさる必要があるのじゃないか、こういうふうな思ひわけでありま。

このモーテルの弊害ということはいろいろと具体的に例がございまして、ひんびんと起きておるわけでありまけれども、先ほど申しましたような、健全なるモーテルの利用客及び正常な営業を営もうとする業者、この営業権にからんで、その運用と実行に間違いのないよう指導していく必要があると思ひわけでありま。そういう点で、

いまちょっと出ましたけれども、特に旅館業法との関連におきまして、いろいろと役所間の横のつながりというものがあろうと思ひわけでありまして、これについてもやはり十分な連携をとってやっていたかかないと、縦割りの欠陥としてのちがはな現象、いわゆる取り締まりだけが先行をいたしまして、国民からまたその矛盾感を指摘されるようなことになっては、せっかくつくった法律が死んでしまふと思ひわけでありま。から、せっかく立法をし、これからこれを施行しようとするからには、今後その趣旨を十分に生かして、横との連絡を基本にやっていたかよく心に心から希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大野委員長 関連して、大石君から発言を求められております。大石君。

○大石(八)委員 今回の法律の中に、構造上のところで、「総理府令で」というのがありますが、その「総理府令で」というのは、たとえばどういうことを書くこととしてゐるのでしょうか。

○本庄政府委員 総理府令の中身といたしましては、この条文に「個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて総理府令で定めるもの」と書いてございまして、要するに、個室と車庫と二つの要素があるわけだ。この個室に車庫が個々に接続する接続のしかたといふことが、そういうことがやはり一つの問題になりま。また、厳密に言へば、個室とは何か、自動車とは何か、車庫とは何かということも当然議論になるわけでありま。社会通念上明らか個室、自動車、車庫、そういうもののつきましても、さかさまに総理府令に書く必要はなからうかと思ひます。しかし、AにBが個々に接続する施設という、その態様を総理府令で書くことにならうかと思ひます。具体的な内容につきましても目下検討中でございますが、要するに、考え方といたしましては、秘匿性というものを排除するといふふうな趣旨でございまして、したがって、たとえば他から内部を見通すことができない側壁、シャッター等を設けておつて、そしてシャッターを締めれば車庫と……。

○大石(八)委員 はい、わかりました。いいです。質問する者が学識経験がないわけでは、実は、この間地行で視察に行ったときに内部を見たのが私は初めてでありますから、全くあれですが、この疑問を持つのは、いまの総理府令のこともありますが、ワンガレージ・ワン個室といふものと、そうでないものといふのがこれほど峻別されなければならぬだろうかといふことに実は疑問を持つたわけだ。というのは、遠くから見た場合にはわれわれには差はないわけである。中へ入つてみれば、構内のところまで行つてみればそういう差があるといふことになるわけだ。外から見た目では全くその差はない。したがって、善良な風俗、環境といふようなことを言う場合、外見ではそういうことの区別は見られないと私も思ひわけでありま。したがって、先ほど綿貫君の質問の中にもちょっと出ましたとおり、ああいうふうになつた場合には犯罪上の問題が非常にあつて、殺して、閉めちやつて、残していったらわからねということがある。特に、ああいう密閉式個室の場合は、防犯のほうがおもになるのではないだろうかといふふうな思ひわけだ。そういう感じを持ったわけだ。

そこで、私も、自分が商人ではないからわかりませんけれども、これでそういうワンセットのモーテルは禁止されるということになります。ば——いわゆる風光明媚なところですね、そういうところには今度はモーテルはつくらせまいとしてゐるわけですが、そのかわり、ガレージが別口になつてゐるとか、階下が全部オープン式の車庫であれば今度は自由につくれますというところが堂々と実は行なわれるといふことになる。世の中の主権者のおかみさんたちといふのが反対してゐるのは、密閉式であるか、オープン式であるか——オープン式と言つてはおかしいけれども、その差を言つてゐるわけではないと思ひます。密閉式は困るんですよ、ガレージが別になつてゐるの

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十九号 昭和四十七年五月三十日

に大賛成というふうに言っているわけではない。現に、私の町でも、モーターなんてつにつくらせなかったのですが、それは、どんなものが建つか知らないけれども、モーターだから反対だと言っているわけなんです。そこで、この法律が施行されたときに、この対象のところにはそういうものをつくらせまいと云って地域指定をしたところにそういうものがほかすか建ち得るといふふうに法律上ではなるといふ、その点を私は心配をしているわけです。この関連休中に、ある警察の刑事に、どうだろうか、こういうふうな法律が出てくるとそういう危険があるだろうかと言いましたところ、いま別になつてゐるほうはお客さんが行きたがらないからそうでもないでしょうと言われたのです。しかし、その刑事の考えどおりか、その辺はわからないが、私の心配は、オープン式というか、そうであれば堂々とできるという懸念はないだろうかということです。許されるのですね。その、私の、何となく心配だということに対するお答えを何かしていただけますか。

○本庄府委員 まことにごもっともな御疑問でございまして、その点、実は、私たちも、率直に申しますと、立法過程におきまして一番苦労をしたところでございます。モーターというものを法律的にどういふふうにかまえるかということがこの立法の一番大きな問題であつたわけでございます。いわゆるオープンのもつと、車庫直結のもの、俗に言うモーターの中には二種類あるわけでございます。このモーターが、先ほど申しましたように、四十二年ごろに比べますと五倍の数にふえておる。と申しますのは、実は、いわゆる車庫直結の秘匿性というものがたいへんな魅力になりまして、人間だれでも自分の行動——自分の行動と申しまして、これは一人ではなくして、自分ともう一人の二人の行動でございますが、それを秘匿して行なえるというところたいへんな魅力があるようございまして、これによつてモーターがどんどん繁盛をしてくておる。そして、その繁盛に伴つて、先ほど申しましたような地域

社会の声があがつてきておる。これが実態でございます。その実態をすなおにつかまえたのが実はこの定義でございます。

しからは、いわゆる地元の人々が、そういうものとおープンのものを区別して、オープンのものならいいのだというふうに考えているのかというところにつきましては、決してさうではないと思ひます。しかし、では、オープンのもないけないのだ、要するに、車庫のついた旅館は全部そういふことがわしいことに使われるおそれがあるからいけないのだというふうにきめて法律をつくりますと、日本の現存する大部分の旅館がほとんどアウトということにもなる。法律的にはさういふおそれもございまして、さうなことは必ずしも妥当ではない。やはり原点に立ち返つて、モーターがなぜ繁盛しておるかというふうな原因を追求して、それを率直に法律化して規制をしていこうというところでございます。そういう観点から今回の立法をしたわけでございますが、この法律が施行されましたあとどういふふうに移すか。この点につきましては、先生と同じように私もたいへん関心を持っております。そういった今後の状況を見まして、また、その状況状況に應じた必要な手を考えていくことにならうかと、かように考えております。

○大野委員長 次回は、明後六月一日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十二分散会